

2020年度 商品パンフレット保存版

富士ゼロックス向け団体保険のご案内

お得な
保険料最大約 **43.3%**の
割引適用！団体保険としての各種割引が
適用されたお得な保険料！ご家族の方の加入も可能！
(一部商品を除く)従業員の皆さまと
ご家族の
安心に！退職後も継続可能！
(一部商品を除く)簡単な
お手続きお申込みやお手続きは
とっても簡単！また保険料は給与天引きで
安心！(告知が必要な商品も簡易な告知で
お申込みいただけます。)役立つ
保険充実した
保障(補償)内容！必要な保障(補償)を選択し
自由に設計！

年に一度、保険の見直しをしませんか？

【申込方法】

1 前年同条件で継続

書類のご提出やインターネット(ウェブサイト)での
お手続きは不要です。

2 新規・変更・脱退

加入申込票(申込書)をご提出ください。
インターネット(ウェブサイト)にてお手続きください。※右記商品はインターネット(ウェブサイト)での
お手続きが可能です。(日本生命はインターネッ
ト(ウェブサイト)による手続きになります。)

- ・団体損害保険(三井住友海上)
- ・社員グループ保険(日本生命)
- ・自動車保険(三井住友海上・東京海上日動)

お手続きはFFBX ホームページから

➤ <http://www.ffbx.co.jp/index.html>

※お申込みの際には、P2、7～8および別冊の重要事項説明書等を必ずお読みください。

【申込締切日】2020年2月14日(金)

富士フイルムホールディングス株式会社



「公的制度や会社制度があるから大丈夫！」と 安心していませんか？



制度を活用しても不足してしまう
リスクは自助努力が必要です。

備えておくべきリスクを見直して
必要な保険に加入しましょう。

例えば病気の治療費は…

治 療 費	自己負担分の医療費や 入院時の食費・ 差額ベッド代等
	富士フィルムグループ健保 による給付 自己負担額から1か月1件当たり 30,000円を超えた金額
	公的健康保険による給付 治療の7割



**1 公的制度で
保障(補償)される内容を
確認しましょう** 》ご自身やご家族の活用できる制度を確認
しましょう。

**2 会社制度で
保障(補償)される内容を
確認しましょう** 》会社の制度などは変更される場合もあり
ます。定期的に確認をしましょう。

**3 自己負担が
必要な保障(補償)を
確認しましょう** 》商品一覧へ ラインアップへ
不足している保障(補償)を確認しましょう。
商品ラインアップも参考にしてください。

不明な点があれば保険サービスセンターへご相談ください。

**4 プランを
選びましょう** 》各商品ページへ
用意されている商品には多様なプランが
あります。必要なプラン、オプションを
選択しましょう。

2020年度の主な改定について

① 団体損害保険（三井住友海上）

団体損害保険が改定され、保険料・補償内容が変更されました。
必ず別紙チラシをご確認ください。詳しくは、本パンフレット9～16ページ、
別冊重要事項にてご確認ください。

② 社員グループ保険（日本生命）

社員グループ保険はWEBでのお手続きになります。
FFBXのHPからお手続きください。詳しくはパンフレット7～8ページお
よび同封の「(インターネット) ウェブサイトのご案内」をご確認ください。

③ ちゃんと応える医療保険 EVER（アフラック）

健康な人だけでなく、健康に不安がある方もちゃんと応える医療保険 EVER
にお申込みいただけます。
詳しくはパンフレット47～48ページをご確認ください。

④ どうぶつ健保（アニコム）

どうぶつ健保に新しく8歳以上（年齢の上限なし）の犬猫向け「どうぶつ健
保しにあ」が登場しました。詳しくはパンフレット51～52ページをご確認
ください。

目 次

1. はじめに	P 1
2. 2020年度の主な改定について・目次	P 2
3. ライフイベントごとのリスクと商品ラインアップ	P 3～4
4. 富士ゼロックス団体保険 商品一覧	P 5～6
5. 新規加入・変更・脱退（解約）のお手続き方法	P 7
6. インターネット（ウェブサイト）によるお手続き・お見積りについて お手続きの注意点、ご退職時のお手続き	P 8
7. 商品説明	P 9～52
8. 引受保険会社一覧	P 53～54
9. 事故時のご連絡先、お問い合わせ先・代理店・扱者	裏面

ケ
ガ
保
険

病
気
保
険

携
行
品
保
険
賠
償
保
険

保
険
ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

サ
ポ
ー
ト
ラ
ン
ス
長
期
収
入
保
険

保
険
社
員
グ
ル
ー
プ
保
険

保
障
保
険
家
族
生
活
費
保
険

保
障
フ
ラ
ン
ク
生
活
保
険

医
療
保
険

医
生
が
療
ん
保
険
保
険

自
動
車
保
険

火
災
保
険
地
震
保
険

ベ
ッ
ト
保
険

ライフイベントごとのリスクと商品ラインアップ

各年代で必要となる保障(補償)を表示しています。複数の商品がある分野はご自身にあったプランを選びましょう。

商品内容の見かた			入社～独身時 例：本人 24 歳男性		結婚したら 例：本人 32 歳男性 妻 30 歳女性		家族が増えたら 例：本人 40 歳男性 妻 38 歳女性 長女 6 歳 両親 65 歳			子供が独立したら 例：本人 56 歳男性 妻 54 歳女性		
商品名 おすすめする保険金額・プラン			社会人として、ケガや病気に対する最低限の保障（補償）は準備しましょう。 また、日常生活での万一の事故に備えて賠償保険にはぜひ加入しておきましょう。		結婚により配偶者の保障（補償）も検討しましょう。 また、大切な家族を守るための収入の補償や今後のマイホーム購入など大きなライフイベントに備えて、積立商品を活用した貯蓄も始めてはいかがでしょう。		ライフスタイルの大きな変化にしっかり対応できるよう、保険を見直して有効に活用しましょう。 ご自身には医療保障に加えてがん保険を、ご家族には配偶者、子供への保障（補償）とともに、両親への介護補償など、家族構成やニーズにあった保険をご選択ください。			子供が成長し独立したら、家族主体から夫婦主体の保障（補償）への見直しを実施しましょう。 高額な死亡保障は保険金額を減額し、リスクが高まる病気やケガに備えて医療保障（補償）を充実させましょう。		
死 亡	生命保険	日本生命、明治安田	本 人	本 人	配偶者	本 人	配偶者	子 供	本 人	配偶者		
			社員グループ保険 死亡 300万円	社員グループ保険 死亡 1,000万円		社員グループ保険 死亡 3,000万円	社員グループ保険 死亡 300万円		社員グループ保険 死亡 1,000万円	社員グループ保険 死亡 150万円		
			社員グループ保険 死亡 300万円		社員グループ保険 死亡 3,000万円		社員グループ保険 死亡 300万円		社員グループ保険 死亡 1,000万円			
公的制度や会社制度			例：富士フイルムグループ健康保険組合・共済会・公的年金など			(加入や給付対象などは担当部門へご自身でご確認をお願いいたします。)						

医 療	団体損害保険 (一年更新タイプ)	三井住友海上火災	ケガ保険 1 A 病気保険 8 I (1 口)	ケガ保険 1 A 病気保険 8 I (1 口)	ケガ保険 1 C 病気保険 8 I (1 口)	ケガ保険 1 A K 2 (1 口) 親介護 3 (一時金 + 休業補償) (父親)(母親) 病気保険 8 E (1 口)	ケガ保険 1 C 病気保険 8 I (1 口)	ケガ保険 1 C 病気保険 8 I (1 口)	ケガ保険 1 A K 2 (1 口) 親介護 3 (一時金 + 休業補償) (父親)(母親) 病気保険 8 E (1 口)	ケガ保険 1 C 病気保険 8 I (1 口)
	生活習慣病保障 (一年更新タイプ)	大樹生命	生活習慣病保障プラン 3 口	生活習慣病保障プラン 3 口	生活習慣病保障プラン 3 口	生活習慣病保障プラン 3 口	生活習慣病保障 プラン 3 口		生活習慣病保障プラン 3 口	生活習慣病保障プラン 3 口
	医療保険 (終身タイプ)	アクサ生命、アフラック	医療保険 アクサ生命 プライム60 入院日額 5,000円 または アフラック EVER 通院ありプラン 入院日額 5,000円	医療保険 アクサ生命 プライム60 入院日額 5,000円 または アフラック EVER 通院ありプラン 入院日額 5,000円	一部更新型の特約を除き、 加入時の保険料は一生変わりません！	医療保険 アクサ生命 プライム60 入院日額 5,000円 または アフラック EVER 通院ありプラン 入院日額 5,000円	がんへの備えとして アフラックDays1 ベースプラン※		医療保険 アクサ生命 プライム60 入院日額 5,000円 または アフラック EVER 通院ありプラン 入院日額 5,000円	がんへの備えとして アフラックDays1 ベースプラン※
	公的制度や会社制度		例：富士フイルムグループ健康保険組合・共済会・健康保険など			(加入や給付対象などは担当部門へご自身でご確認をお願いいたします。)				

所得補償	長期収入サポートプラン	三井住友海上火災	長期収入サポートプラン A (3 口) 15万円/月	長期収入サポートプラン A (5 口) 25万円/月
	公的制度や会社制度		例：富士フイルムグループ健康保険組合・共済会など	

身の回りの補償	団体損害保険	三井住友海上火災	賠償保険 5 F 携行品保険 10 F ゴルファー保険 6 F	賠償保険 5 F 携行品保険 10 G ゴルファー保険 6 F	賠償保険 5 F 携行品保険 10 G ゴルファー保険 6 F	賠償保険 5 F 携行品保険 10 G ゴルファー保険 6 F
---------	--------	----------	--	--	--	--

Pick up! 賠償保険(5 F)は自転車条例に備える賠償保険です！

2019 年 10 月静岡
2019 年 10 月神奈川
2020 年度東京（見込み）
より賠償責任保険の加入を義務化する自転車条例が施行されています。

Pick up! 賠償保険(5 F)は自転車条例に備える賠償保険です！
2019 年 10 月静岡
2019 年 10 月神奈川
2020 年度東京（見込み）
より賠償責任保険の加入を義務化する自転車条例が施行されています。

ペット保険や自動車保険もご用意しています！

団体損害保険は入院日額 5,000 円のプランを掲載しています。
※抗がん剤・ホルモン剤治療特約、がん先進医療特約は 10 年更新です。

富士ゼロックス団体保険 商品一覧

富士ゼロックス、富士ゼロックス販売会社・関連会社にお勤めの皆さまとご家族さまだけが加入いただける制度です。

保険種類			掲 載 ページ	保険料 割引率等	引受(幹事) 保険会社	保障(補償) 対象地域	加入対象者 (被保険者となれる方)	加入年令 (保険始期日時点)	退職後の継続	保険始期 (契約日)	保険終期	保険料払込方法 (給与天引き)	インターネット (ウェブサイト) 手続き
		プラン											
各種の損害に 備える保険	団 体 損 害 保 険	 ケガ保険	P 9～10	43.3%	三井住友海上火災	国内外問わず 	本人および家族 一部本人のみ 	制限 なし	○ 団体割引で 継続可 一部プラン 変更要	2020 年 4 月 21 日 午後 4 時	2021 年 4 月 21 日 午後 4 時	6 月給与から	○ 保険募集 期間のみ
		 病気保険	P 11～12	37%		* 2	本人および家族  * 3	0 才～ 79 才 親介護一時金・休業補 償は 20 才～ 89 才	○ 団体割引で 継続可				
		 賠償保険	P 13	37%* 1		* 4	本 人 (家族* 5は自動対象) 	制限 なし	○ 団体割引で 継続可				
		 携行品保険	P 13	37%* 1		国内外問わず 	本 人 (ファミリータイプ有) 	制限 なし	○ 団体割引で 継続可				
		 ゴルファー保険	6 E、6 D 6 A、6 B	P 14		* 6	本人および家族 	制限 なし	○ 団体割引で 継続可				
			6 F	P 14		* 7	本 人 	制限 なし	○ 団体割引で 継続可				
		 長期収入サポートプラン		P 15～16		国内外問わず 	本 人 	15 才～ 59 才	×				
万一の死亡・ 所定の 高度障がい に備える保険	 社員グループ保険		P 19～23	団体取扱	日本生命	国内外問わず 	本人および配偶者 	本 人 14 歳 6 カ月超* 70 歳 6 カ月以下 (75 歳 6 カ月まで継続可) * 配偶者は満 16 歳以上	△ 詳細は別冊 P 41・P 49 をご確認 ください。	2020 年 4 月 1 日	2021 年 3 月 31 日	4 月給与から	○ 保険募集期間 のみ
	 家族生活(費)保障保険 (生活保障資金・遺児教育資金) 三大疾病保障保険		P 25～34	団体取扱	明治安田生命	国内外問わず 	本人および配偶者 	17 歳 6 カ月超～ 59 歳 6 カ月 (新規加入)	×	2020 年 5 月 1 日	2021 年 4 月 30 日	5 月給与から	×
生活習慣病・ 三大疾病に 備える保険	 生活習慣病保障プラン		P 35～36	団体取扱	大樹生命	国内外問わず 	本人および配偶者 	本 人 15 歳 6 カ月超* 69 歳 6 カ月以下 * 配偶者は満 16 歳以上	×	2020 年 4 月 1 日	2021 年 3 月 31 日	4 月給与から	×
病気やケガに 備える保険	医 療 保 険	 入院保障保険 (プライム 60)	P 37～46	約 3%	アクサ生命	国内外問わず 	本人および家族* 8 	0 歳～ 70 歳	○ 個別扱いで 継続可	富士ゼロックス(株) 4 月 1 日 富士ゼロックス 関連会社 5 月 1 日	一生涯の保障 (一部の特約は 10 年更新)	富士ゼロックス(株) 4 月給与から 富士ゼロックス 関連会社 5 月給与から	×
		 ちゃんと応える医療保険 EVER	P 47	約 0.8%	アフラック	国内外問わず 	本人および 二等親以内の家族 	0 歳～満 85 歳	○ 個別扱いで 継続可* 9	随時	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は除く)	保険契約日の 当月給与から	×
	が ん 保 険	 生きるためのがん保険 Days1	P 48	約 1.0%		国内外問わず 	本人および 二等親以内の家族 	0 歳～満 85 歳 レディースプランは 満 15 歳～満 70 歳	○ 個別扱いで 継続可* 9	随時	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は 10 年更新)	保険契約日の 当月給与から	×
自動車の保険	 自動車保険		P 49	32.5%	三井住友海上火災 東京海上日動火災	国内のみ 	本人および家族 	制限 なし	○ 団体割引で 継続可	随時		保険始期月の 2 カ月後給与から	○
住まいの保険	 火災保険／地震保険		P 50	10% (火災保険のみ)	三井住友海上火災	国内のみ 	本人および家族 	制限 なし	○ 団体割引で 継続可	随時		保険始期月の 2 カ月後給与から	×
ペットの保険	 ペット保険 どうぶつ健保		P 51～52	月払約 10%* 年払 3% * 保険料の分割割 増がかからない ため	アニコム損保	国内のみ 	本人および家族 (保険の対象 犬・猫) 	犬・猫 制限 なし	○ 団体割引で 継続可	随時		保険始期月の 2 カ月後より 口座振替	×

* 1 傷害死亡・後遺障害は 43.3%

* 2 基本補償、親介護は国内外問わず、先進医療は国内で先進医療を受けた場合のみ対象

* 3 親介護一時金・休業補償は基本補償の被保険者本人の親(姻族含む)

* 4 傷害死亡・後遺障害、日常生活賠償は国内外問わず(一部国内のみ補償^(注))、受託物賠償は国内で借りたもののみ対象

(注)詳細は別冊 P 11 をご参照ください。

* 5 賠償保険の対象となる家族とは本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚の子(詳細は別冊 P 25 の 1. (1) をご参照ください。)

* 6 ゴルファー賠償責任補償・傷害補償・用品補償は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内のみ補償

* 7 傷害死亡・後遺障害は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内のみ補償

* 8 対象となる被保険者は、本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族(ごども・父母)

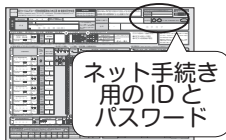
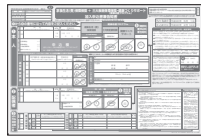
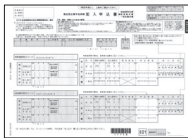
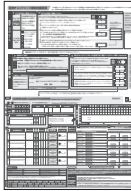
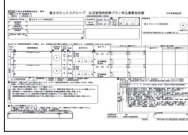
* 9 富士ゼロックス(株)の社員の方は退職後の取扱いが異なる場合がありますので、代理店・扱者までお問い合わせください。

【注意】この表示は各社保険商品の概要を示したものであり、参考情報として提供するものです。商品の詳細はパンフレット・契約概要等を必ずご確認ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ケガ保険
病気保険
賠償保険
携行品保険
ゴルファー保険
サポート 長期収入
社員グループ保険
家族生活費保障保険
生活習慣病保障プラン
医療保険
がん保険
自動車の保険
火災・地震保険
ペット保険

新規加入・変更・脱退（解約）のお手続き方法

◎：ネット・紙での手続き可能 ○：紙での手続き ●：ネットでの手続き △：お電話／メール等で FFBX までご連絡ください
×：お手続きできません

商品名		帳票サンプル	記入例	手続期間	新規加入	内容変更	脱退	変更なし
団体損害保険	三井住友海上	ケガ保険 病気保険 (オプション:先進医療・親介護) 賠償保険 携行品保険 ゴルファー保険 長期収入サポートプラン	A 3サイズ・横 「富士フィルムグループ団体損害保険 加入申込票兼健康状況告知書」 	加入申込票 と共に同封	通年	◎ 募集期間のみ △ 団体募集期間以外※1		
		所得補償プラン	A 4サイズ・縦 「富士ゼロックス 所得補償プラン 加入申込票兼 健康状況告知書」 	別冊「所得 補償プラン のご案内」 最終ページ に記載※2	募集期間のみ	×	○ 減口 のみ	○
生命保険	日本生命	社員グループ保険	申込書は同封されておりません。	—	募集期間のみ	●		
	明治安田生命	家族生活(費)保障保険 三大疾病保障保険 健康づくりサポート	A 3サイズ・横 「家族生活(費)保障保険＋ 三大疾病保障保険・ 健康づくりサポート 加入申込票兼告知書」 	申込書に セット	募集期間のみ	○		
積立保険	アクサ生命	積立式団体終身保険	A 4サイズ・横 「確定拠出年金保険 加入申込書」 	別冊「積立 式団体終身 保険」パン フレット最 終ページに 記載※2	募集期間のみ	×	○ 減口 のみ	○
医療保険	アフラック	入院保障保険 (プライム60)	A 3サイズ・縦 「意向チェックシート 兼意向確認書」 「入院保障保険 (終身型09) <60 日型> 契約申込書兼告知書」 	申込書に セット	募集期間のみ	○	△※3	
	大樹生命	生活習慣病保障プラン	A 4サイズ・横 「富士ゼロックス グループ 生活習慣病 保障プラン 申込書兼告知書」 	申込書に セット	募集期間のみ	○		
	が保 ん險	アフラック	ちゃんと応える医療保険 EVER 生きるためのがん保険 Days1	申込書・見積依頼書は同封されておりませ ん。 FFBX保険SCホームページ→各商品（自 動車・ケガ病気・すまい・ペット）→お手 続き方法より見積依頼書を取り出してご利用 ください。	—	通年	○ ○ ◎ ○ ○	△

お手続きは不要です

※1 団体募集期間以外はお手続き可能な内容が限定されております。詳細は本パンフレットP17～18をご確認ください。

※2 パンフレットは該当商品の既加入者のみに配布しています。

※3 脱退は募集期間以外もお手続き可能です。

書類提出先	① 社内メール便が利用できる会社の方 ② 社内メール便が利用できない会社の方	》 TMT（5F）FFBX 保険サービスセンター 宛 》 各社の団体保険担当部署 宛
-------	---	---

お申込みの際には本パンフレットの P2～8 と別冊の重要事項説明書（ご加入にあたっての留意点）を必ずご確認ください。

インターネット（ウェブサイト）によるお手続き・お見積りについて

・団体損害保険（三井住友海上）、社員グループ保険（日本生命）は FFBX ホームページの専用ウェブサイトからお手続きが可能です。詳細は同封の「（インターネット）手続きのご案内」をご参照のうえご利用ください。

団体損害保険	申込書の右上に記載の ID・パスワードをご確認ください。
社員グループ保険	申込書は同封されておりません。ID・パスワード等は、同封の「（インターネット）手続きのご案内」をご確認ください。

・自動車保険はいつでもインターネットで見積り・お手続きができます。現在ご契約の保険証券、車検証をお手元に用意して大口団体割引適用の保険料をご確認ください！

富士フィルムビジネスエキスパート（FFBX）のホームページ※内「保険メニューのご案内」からお手続きください！

URL はこちら
<http://www.ffbx.co.jp/index.html>

※ FFBX ホームページは、yahoo などの検索サイトで「FFBX」と検索ください。

FFBX 検索



お手続きの注意点

1. ご加入／ご継続にあたっての留意点

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

2. 募集締切後の脱退（解約）

社員グループ保険、家族生活(費)保障保険、生活習慣病保障プランについて、**募集締切（2020 年 2 月 14 日）後の中途脱退（死亡時、退職時は除く）は原則できません。**

3. 病気保険について

- ご継続加入の方は原因発生日（発病日）が 2020 年 4 月 21 日午後 4 時以前、あるいは入院開始日が 2020 年 4 月 21 日午後 4 時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなることがあります。
- 原因発生日（発病日）時点でのご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。
- 病気保険は年令によって保険料が変わりますので、必ず P11～12 で保険料をご確認ください。

・病気保険では、疾病・症状一覧表（加入申込票記入例および別冊 P39～40）の A 欄に該当する方の新規加入はお引受できません。また B 欄に該当する方の新規加入は、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いしない条件でのご加入となります。

・ご継続加入の場合、2020 年 4 月 21 日始期以前のご契約において疾病・症状一覧表（同上）の A 欄に該当する保険金支払歴のある疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いの対象になりません。

・特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でのご加入されている方で、継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。但し、これまでに医師に悪性新生物（がん※上皮内新生物を含む）と診断されたことがある場合は対象外です。（詳細は別冊 P37～P38「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

4. 長期収入サポートプランについて

- 長期収入サポートプランでは、疾病・症状一覧表（加入申込票記入例および別冊 P39～40）の A 欄に該当する方の新規加入はお引受できません。また B 欄に該当する方の新規加入は、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いしない条件でのご加入となります。
- 長期収入サポートプランは年令によって保険料が変わりますので、必ず P15 で保険料をご確認ください。

5. 加入者証(注)等について

(注)商品によって名称が異なります。加入者証等の発行対象者および配付時期は保険会社によって異なります。また、配付の場合は、保険開始日以降のお届けとなります。お申込み・変更のお手続きをされた方は、必ず加入申込票（申込書）控えを保管ください。

6. パンフレットについて

商品パンフレットと別冊（重要事項説明書）は、どちらも重要な事項が記載されておりますので、必ずセットで 1 年間保管ください。

お勤め先が富士フィルムグループの資本外となった場合

本制度は富士フィルムグループの福利厚生制度であるため、お勤め先が何らかの理由により富士フィルムグループの資本外となった場合は契約の継続は出来ません。脱退等のお手続きは富士フィルムビジネスエキスパートよりご案内いたします。
(アクサ生命、アフラックの医療保険、がん保険、自動車保険、火災保険、ペット保険は個人契約へ移行し継続可能です。)

ご退職時のお手続き

ご加入いただける商品は P5～6（商品一覧ページ）をご覧ください。

富士ゼロックスならではの団体割引が、ご退職後も引き続き利用いただけます。（一部、割引適用外保険商品あり）

※家族生活(費)保障保険、積立式団体終身保険、生活習慣病保障プラン、団体損害保険（長期収入サポートプラン）は基本的には退職により終了となります。

1. ご継続を希望される場合

ご退職時には、当年の残り保険期間相当分の保険料を一括でお支払いしていただく必要があります。（社員グループ保険を除く）

翌年からは、富士フィルムグループ OB 団体として、口座引落で現役社員と同様の割引で継続が可能となります。（割引適用商品のみ。割引適用外商品の場合には、一般保険料（個別保険料）での継続となります。）

例)【自動車保険】月払い(12 回分割払)で 5 回目まで給与天引でお支払い済みの場合、残りの 6 回目～12 回目を一括でお支払いしていただきます。

2. ご継続を希望されない場合

富士フィルムビジネスエキスパート(株)保険サービスセンターまでお問い合わせください。
お問い合わせ先については裏面をご覧ください。

ケガ保険
病気保険
賠償保険
携行品保険
ゴルフ保険
長期収入サポートプラン
社員グループ保険
家族生活費保障保険
生活習慣病保障プラン
医療保険
がん保険
自動車保険
火災・地震保険
ペット保険

ケガ保険



割引率
43.3%

ご加入 対 象	退職後 継 続	申込書	記入例 ページ	別 冊 ページ
本人 および 家族	*○	P 7 参照	別紙	P 1～ P 2

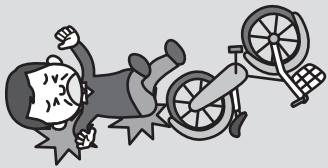
*一部プラン変更要

補償内容

ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。入院、通院ともに1日目から補償します。通院のみでもお支払いします。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプラン1口に加入できます。（複数プランの加入はできません。）

このような場合に役立ちます！ 天災危険補償特約付きですので、地震や噴火、これらに起因する津波によるケガもお支払いができます。



自転車で転んでケガをした。



交通事故でケガをした。



スキーで転んでケガをした。



地震でがれきの下敷きになりケガをした。

就業中対象外

被保険者になれる方：社員本人のみ

		1 A	2 A	3 A
傷害入院保険金日額	ケガの日から180日以内 180日限度	5,000 円	10,000 円	15,000 円
傷害通院保険金日額	ケガの日から180日以内 90日限度	3,500 円	7,000 円	7,000 円
傷害手術保険金		入 院 中 の 手 術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の 5 倍		
傷害死亡・後遺障害保険金	ケガの日から180日以内	255 万円	510 万円	765 万円
月額保険料（年令にかかわらず）		840 円	1,670 円	2,010 円

1A～3Aプランは社員本人のみご加入できます。お仕事中的事故はお支払いの対象とはなりません。ただし、通勤途中の事故はお支払いの対象となります。

*社員とは、富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方をいいます。

24 時間補償

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族*（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）
※家族の範囲は17ページ（Q1）をご確認ください。

下記は職種級別A（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には別冊P39～P40をご覧ください。か、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

		1 B	2 B	1 C	2 C	3 C
傷害入院保険金日額	ケガの日から180日以内 180日限度	4,000 円	8,000 円	5,000 円	10,000 円	15,000 円
傷害通院保険金日額	ケガの日から180日以内 90日限度	2,000 円	4,000 円	3,500 円	7,000 円	7,000 円
傷害手術保険金		入 院 中 の 手 術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の 5 倍				
傷害死亡・後遺障害保険金	ケガの日から180日以内	240 万円	480 万円	240 万円	480 万円	720 万円
月額保険料（年令にかかわらず）		780 円	1,550 円	1,120 円	2,240 円	2,680 円

Pickup!

＼自転車に乗る方必見！／

自転車事故リスクへの備え

＼自転車を運転する際のリスクは2種類！それぞれ備えが必要です。

被害者への賠償リスクへの備え	自身のケガリスクへの備え
賠償保険 5 F プラン (13 ページ)	ケガ保険 1 A～3 C 全8 プラン (9 ページ)

＼自転車条例の制定をご存知ですか？

自転車による加害事故では、高額な賠償金を支払わなければならない場合もあります。

このような問題を踏まえ、地域によって**自転車条例**が制定され始めました。

自転車に乗る方は、**賠償責任保険へ加入**し、しっかり準備していく必要があります。

制定されている 都道府県（一部）	滋賀県	埼玉県	鹿児島県
	大阪府	兵庫県	京都府

2019年10月～ 静岡県
2019年10月～ 神奈川県

自転車の賠償責任保険
加入が義務化！

＼賠償リスクへの備えは大切です！

自転車による加害事故 **9,521** 万円の賠償判決

判決事例	男子小学生（11 才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62 才）と正面衝突。 女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 （神戸地方裁判所 平成 25 年 7 月 4 日判決） 一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車の事故」より
------	--

賠償保険（5 F）への加入で

1 億円まで補償！さらに示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受します。

➡ 賠償保険（5 F プラン）の保険金額、保険料は13ページをご覧ください。

！ご注意点

ケガとは	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
通院認定について	柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
傷害死亡保険金受取人	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
みなし通院について	通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。 また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限りします。 ①長管骨 ^(注) または脊柱 ②長管骨 ^(注) に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし長管骨 ^(注) を含めギプス等の固定具を装着した場合に限りします。③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りします。 （注）上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

ケガ保険

病
気
保
険

携
行
品
保
険

保
険
保
険

サ
ポ
ー
ト
イ
ン
シ
ュ
ー

保
険
保
険

保
障
保
険

保
障
保
険

医
療
保
険

医
が
療
ん
保
険

自
動
車
保
険

火
地
災
震
保
険

ベ
ッ
ト
保
険

病気保険 基本補償



割引率
37%

病気保険 オプション

病気保険の基本補償にご加入の方のみのオプションです。

ご加入 対 象	退職後 継 続	申込書	記入例 ページ	別 冊 ページ
本人 および 家族	○	P 7 参照	別紙	P 3～ P10

補償内容 病気による入院・手術・退院後の通院*等を補償します。＊8 E、8 I、8 Hプランのみ

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族*（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）
＊家族の範囲は 17 ページ（Q 1）をご確認ください。

※下表は 1 口ご加入の場合の保険金額です。2 口ご加入の場合は、※の保険金を除き、保険金額が 2 倍となります。

加入限度口数	2 口	8 E	8 I	8 H	8 F
疾病入院保険金日額	病気で入院した日から1,095日以内 1,095日限度	5,000 円	5,000 円	3,000 円	3,000 円
疾病手術保険金	入 院 中 の 手 術：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の 5 倍				
疾病手術費用保険金	100 万円限度 ※ 2 口お申込みの場合も 100 万円限度				
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍				
疾病入院時一時金	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	
疾病長期入院時保険金	10 万円（入院 90 日ごと） ※ 2 口お申込みの場合も 10 万円				
疾病退院時一時金	5 万円	－	－	－	
疾病通院保険金日額	退院した日の翌日から180日以内 30日限度	3,000 円	3,000 円	3,000 円	－
葬祭費用保険金額	150 万円	－	－	－	－

月額保険料									
プラン		8 E		8 I		8 H		8 F	
加入口数		1 口	2 口	1 口	2 口	1 口	2 口	1 口	2 口
NEW 引受年令拡大 1才⇒0才 (生後 15 日) 2020.4.21 時点の年令 【年令別】 月額保険料	0 ～ 4才	820円	1,610円	670円	1,310円	480円	930円	460円	890円
	5 ～ 9才	550円	1,060円	520円	1,000円	380円	720円	370円	700円
	10 ～ 14才	320円	600円	290円	540円	220円	400円	210円	380円
	15 ～ 19才	360円	670円	310円	570円	230円	410円	220円	390円
	20 ～ 24才	550円	1,020円	480円	880円	350円	620円	340円	600円
	25 ～ 29才	810円	1,480円	740円	1,340円	550円	960円	530円	920円
	30 ～ 34才	1,050円	1,920円	960円	1,740円	710円	1,240円	690円	1,200円
	35 ～ 39才	1,130円	2,060円	1,010円	1,820円	760円	1,320円	730円	1,260円
	40 ～ 44才	1,250円	2,290円	1,050円	1,890円	790円	1,370円	740円	1,270円
	45 ～ 49才	1,620円	3,000円	1,300円	2,360円	960円	1,680円	890円	1,540円
	50 ～ 54才	2,310円	4,270円	1,800円	3,250円	1,340円	2,330円	1,220円	2,090円
	55 ～ 59才	3,380円	6,190円	2,610円	4,650円	1,950円	3,330円	1,790円	3,010円
	60 ～ 64才	5,240円	9,480円	3,990円	6,980円	3,010円	5,020円	2,790円	4,580円
	65 ～ 69才	8,110円	14,780円	6,070円	10,700円	4,530円	7,620円	4,200円	6,960円
	70 ～ 74才	12,120円	22,220円	8,890円	15,760円	6,600円	11,180円	6,040円	10,060円
	75 ～ 79才	19,040円	35,500円	13,570円	24,560円	9,800円	17,020円	8,940円	15,300円



ご注意点

疾病手術費用保険金	手術日以降の入院中の治療実費をお支払いします。ただし公的医療保険制度等による給付や、加害者からの損害賠償金は除かれます。
疾病退院時一時金	疾病入院の状態が 14 日以上継続した後に生存して退院された場合、または疾病入院の状態が 365 日を超えた場合にお支払いします。
告知に該当する場合のお引受について	「病気保険」では、疾病・症状一覧表（加入申込票記入例および別冊 P39 ～ 40）の A 欄に該当する方の新規加入はお引受できません。また B 欄に該当する方の新規加入につきましては、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いの対象外です。

- 「特定の疾病・症候群について保険金をお支払いしない条件付でご加入されている方」は、別冊 P37 を必ずご確認ください。

＋先進医療費用保険金

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族 病気保険（基本補償）
ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

加入限度口数	1 口	S
先進医療費用保険金		1,000 万円
月額保険料		50 円

＋親介護一時金・休業補償

特約被保険者（介護対象者）になれる方：基本補償の被保険者本人*の親（姻族含む）

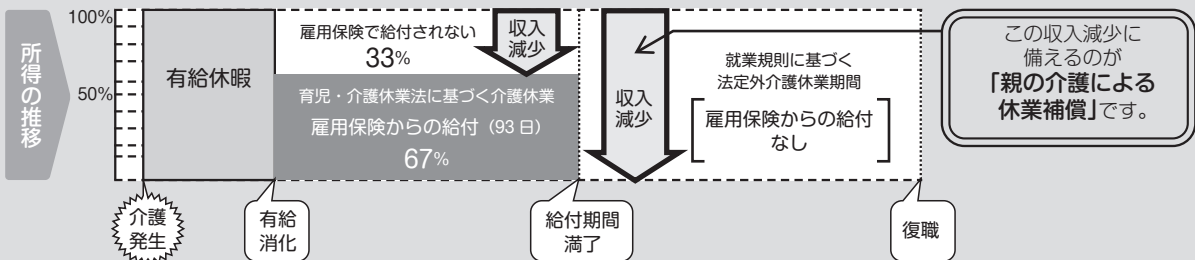
* 特約区分「2 休業補償」「3 一時金＋休業補償」への加入は社員本人のみに限ります。ご家族の方はご加入いただけません。
下表は 1 口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

加入限度口数	3 口	K 2		
特約区分	1 一時金	2 休業補償	3 一時金＋ 休業補償	
親介護一時金 フランチャイズ 期間：30 日	100 万円	－	100 万円	
親の介護による休業補償 免責期間：93 日 てん補期間：9 か月	－	10 万円	10 万円	

NEW 引受年令拡大 84 才⇒89 才 2020.4.21 時点の 特約被保険者 （介護対象者） の年令 【親の年令別】 月額保険料	20 ～ 24 才	10 円	10 円	20 円
	25 ～ 29 才	10 円	10 円	20 円
	30 ～ 34 才	10 円	10 円	20 円
	35 ～ 39 才	10 円	10 円	20 円
	40 ～ 44 才	10 円	10 円	20 円
	45 ～ 49 才	20 円	10 円	30 円
	50 ～ 54 才	30 円	20 円	50 円
	55 ～ 59 才	80 円	50 円	130 円
	60 ～ 64 才	180 円	110 円	290 円
	65 ～ 69 才	420 円	250 円	670 円
	70 ～ 74 才	950 円	570 円	1,520 円
	75 ～ 79 才	2,120 円	1,280 円	3,400 円
	80 ～ 84 才	5,480 円	3,320 円	8,800 円
	85 ～ 89 才	11,060 円	6,720 円	17,780 円

親の介護による休業補償

要介護状態である親（介護対象者）を介護するため、子（被保険者）が、勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規定を必ずご確認ください。



先進医療費用保険金

ケガや病気のため、国内で先進医療を受けた場合に負担する費用を実費で補償します。（治療費に加え、交通費・宿泊費も補償）

【先進医療の例】

最先端の医療 先進医療
先進医療にかかわる費用は全額自己負担です。

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	約 656 万円
陽子線治療	約 272 万円

平成 31 年 1 月 10 日厚生労働省「第 71 回先進医療会議」資料の「平成 30 年度先進医療技術の実績報告」より

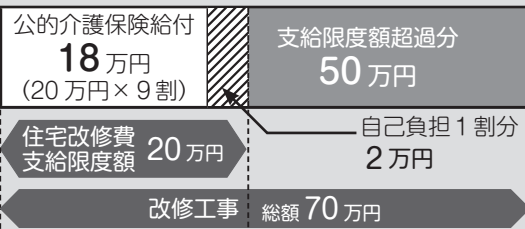
先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページをご確認ください。

親介護一時金

介護のため一時的に必要となる費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

【リフォーム費用の例】

トイレの改修	30 万円
玄関・階段の手すり	10 万円
浴室の改修	30 万円



⇒自己負担総額 52 万円

現状の公的介護制度では足りないケースも多々あります。

ケガ
保険

病気
保険

携行
品保
険

保
険
保
険

サ
ポ
ー
ト
入
入

保
険
保
険

保
険
保
険

保
険
保
険

医
療
保
険

医
生
保
険

自
動
車
保
険

火
災
保
険

火
災
保
険

火
災
保
険

団体総合生活補償保険（標準型）
日常生活賠償特約・受託物賠償責任補償特約・携行品損害補償特約

賠償保険・携行品保険

割引率
37%
傷害死亡・後遺
障害は 43.3%

ご加入 対 象	退職後 継 続	申込書	記入例 ページ	別 冊 ページ
本人*	○	P 7 参照	別紙	P11～ P13

*賠償：家族は自動対象、携行品：家族型あり

6F：団体総合生活補償保険（標準型）、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

6F以外：団体総合生活補償保険、ゴルフアー賠償責任保険特約

ゴルフアー傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

ゴルフアー保険

割引率
37%

ご加入対象	退職後 継 続	申込書	記入例 ページ	別 冊 ページ
6E、6D、6A、6B	6F	○	P 7 参照	P14～ P18
本人および家族	本人			

※6F以外：傷害死亡・後遺障害、傷害入院、傷害通院、傷害手術 6F：傷害死亡・後遺障害は 43.3%

賠償保険

補償内容

第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ
※社員本人 1 名のご加入でご家族全員が補償対象となります。

	5F
日常生活賠償保険金 示談交渉サービス付	1 億円
受託物賠償責任保険金 免責金額：5,000 円	10 万円
傷害死亡・後遺障害保険金 ケガの日から180日以内 ※本人のみ対象	100 万円
月額保険料	170 円



ご注意点

対象地域	「日常生活賠償」「傷害死亡・後遺障害」は国内外補償（日常生活賠償は一部国内のみ補償 ^{（注）} ）、「受託物賠償」は国内で借りたもののみ補償します。なお、示談交渉サービスは国内のみ対象となります。（注）詳細は別冊 P 11 をご参照ください。
日常生活賠償でお支払対象となる事故	社員本人が日常お住まいの住居の所有、使用または管理に起因する偶然な事故（別荘等での事故は対象外です。単身赴任の場合は、単身赴任先とご自宅の両方が対象となります。）、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故が対象です。（仕事上の損害賠償責任は対象外です）
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

携行品保険

補償内容

外出先での携行品に生じた破損・盗難等の損害を補償します。

いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：社員本人のみ

	10 F	10 G
補償対象者	本人	本人・ご家族※
携行品損害保険金 免責金額：3,000 円	30 万円	30 万円
傷害死亡・後遺障害保険金 ケガの日から180日以内	50 万円	50 万円
月額保険料	160 円	320 円

※家族の範囲は 17 ページ＜Q 4＞をご確認ください。



ご注意点

携行品とは	住宅（敷地を含む。）外において携行している被保険者所有の身の回り品となります。お支払対象となる主な携行品、お支払対象外となる携行品について必ず別冊 P 13、P 20 をご参照ください。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。
修理不能の場合	修理できない場合、または修理代が再調達価額を超えた場合は、再調達価額がお支払限度となります。
免責金額	免責金額（自己負担額）は 1 回の事故につき 3,000 円となります。
支払限度額	損害額は 1 個、1 組または 1 対のものに対して 10 万円が限度となり、保険期間通算で 30 万円が限度となります。通貨または乗車券等、小切手については 1 回の事故につき 5 万円が限度となります。

社員本人 1 名のご加入で
自動的にご家族※全員を補償！

死亡・後遺障害保険金：本人のみが補償対象
※家族の範囲は 17 ページ＜Q 4＞をご確認ください。

このような場合に役立ちます！

自転車リスクに備えて！



自転車に乗っていて人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



他人から借りたビデオカメラを壊してしまった。



洗濯機の水を過って溢れさせ、階下の他人の家具を汚してしまった。



デパートの高額商品を過って壊してしまった。

携行品に生じた破損・盗難等の
損害を国内外問わず補償！

このような場合に役立ちます！



自分のカメラを落としてしまい、壊してしまった。



旅行中に持っていたカバンを盗まれてしまった。
〔盗難の場合は警察への
届出が必要となります。〕

ゴルフアー保険

補償内容

ゴルフプレー中のさまざまな事故やホールインワン・アルバトロス達成時の諸費用を補償します。

このような場合に役立ちます！



プレー中にキャディーの指示によらず打ったため、第三者に損害を与えてしまった。



ゴルフプレー中にケガをした。（*）



ゴルフ場等でゴルフ用品に損害を被ってしまった。（*）



国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した。（*）

（*）ゴルフ場やゴルフ練習場でのプレー中に限ります。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：6 F⇒社員本人のみ 6 F以外⇒社員本人・そのご家族（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）

	6F	6E	6D	6A	6B
ゴルフアー賠償責任保険金	—	2 億円	1 億円	1 億円	5,000 万円
傷害死亡・後遺障害保険金 ケガの日から180日以内	50 万円	1,000 万円	980 万円	530 万円	330 万円
傷害入院保険金日額 ケガの日から180日以内 180日限度	—	15,000 円	14,700 円	7,950 円	4,950 円
傷害通院保険金日額 ケガの日から180日以内 90日限度	—	10,000 円	9,800 円	5,300 円	3,300 円
傷害手術保険金	—	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の 5 倍			
ゴルフ用品保険金	—	54 万円	40 万円	27 万円	12 万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金	70 万円	100 万円	50 万円	35 万円	20 万円
月額保険料	550 円	1,140 円	710 円	480 円	290 円



ご注意点

傷害保険金	6E、6D、6A、6B：ゴルフ中のケガのみ補償対象となります。 6F：傷害死亡・後遺障害は 24 時間（ゴルフ中以外も）補償となります。入院、通院、手術の補償はありません。
ホールインワン・アルバトロス達成地域	「ホールインワン・アルバトロス費用補償」は日本国内で達成された場合に限ります。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

【補償の重複について】

賠償保険、ケガ保険、携行品保険とゴルフアー保険では、補償の一部が重複する場合があります。下記の比較表を参考に、加入セットをお選びください。また、自動車保険や火災保険の賠償特約をセットされている場合、補償が重複しますので、ご注意ください。（補償が重複した場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。）

保険種類	地域		特 徴	保険金の種類	地域		特 徴
	国内	海外			国内	海外	
賠償保険	○	△	日常生活（ゴルフ中を含む）において損害賠償責任を負った場合	ゴルフアー賠償責任補償	○	○	ゴルフの練習、競技または指導中の事故により損害賠償責任を負った場合
ケガ保険	○	○	日常生活（ゴルフ中を含む）のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償	ゴルフアー傷害補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフの練習、競技または指導中のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償
携行品保険	○	○	日常生活において発生した盗難・破損・火災などにより携行品（ゴルフ用品含む）に損害が生じた場合	ゴルフアー用品補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難・ゴルフクラブの破損・曲損が生じた場合
ホールインワン・アルバトロス費用（6F）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償	ホールインワン・アルバトロス費用（6E、6D、6A、6B）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償

●詳細は別冊 P11 ～ 18 をご覧ください。

ケガ保険

病気保険

賠償保険

携行品保険

ゴルフアー保険

長期収入保障

社員グループ保険

家族生活費保障

生活習慣病保障

医療保険

医が療ん保保険

自動車保険

火地災震保保険

ペット保険

長期収入サポートプラン



割引率
30%

ご加入 対 象	退職後 継 続	申込書	記入例 ページ	別 冊 ページ
本人	×	P7 参照	別紙	P19～ P20

長期収入サポートプラン

補償内容 ケガや病気で就業障害になった日から職場に復帰できるまで（最長 60 才に達した日まで）補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ

加入限度口数 5口

最高5口までご加入いただけます。ただし、保険金額が平均月間所得額の50%以下となるような口数でお申込みください。下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

団体長期障害所得補償保険金（1口）		A	
2020.4.21 時点の年齢		5万円／月	
【年令別】 月額保険料	男 性	女 性	
	15～24才	208円	
	25～29才	269円	
	30～34才	372円	
	35～39才	524円	
	40～44才	794円	
	45～49才	1,042円	
	50～54才	1,160円	
55～59才	992円		

「長期収入サポートプラン」による長期の収入補償をおすすめします！！

ケガまたは病気による、長期にわたる就業障害を補償します！

ケガまたは病気により長期間にわたって就業障害となった場合に被保険者が被る損害について、最長 60 才に達した日までの長期間の補償を提供します。

在職中のケガや病気の就業障害については、ご退職後も補償します！

在職中のケガや病気が原因でご退職された場合には、就業障害が続く限り、最長 60 才に達した日まで補償します。

自宅療養期間中もお支払いの対象です！

入院・自宅療養※に関係なく、就業障害が続く限り保険金をお支払いします。
※医師の指示によるものに限りです。

一部復職した場合も対象です！

一部復職した場合でも障害が残り、20%を超えて所得が減額された場合にはお支払いの対象になります。

精神障害による就業障害も補償します！

精神障害による就業障害の場合のお支払い期間は最長2年になります。

現役の方、かつ団体制度でのみご加入いただける保険です！

Pickup!

働き盛りの年代だから向き合いたい！

働けなくなるリスク

突然のケガや病気で
働けなくなってしまった…



交通事故にあい
長期間入院すること
になってしまった…



病気になる、長期間
入院することになって
しまった…

＜働けなくなるリスクは死亡リスクに比べ深刻！＞

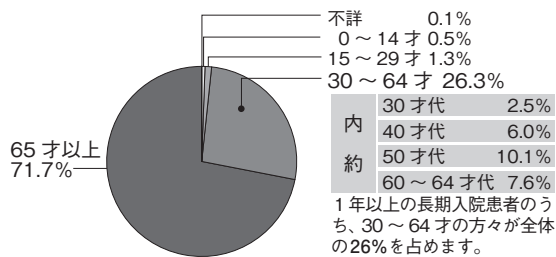
働けなくなるリスク

休業、退職により収入がストップ
引き続き必要
引き続き必要
さらに必要
返済は継続

死亡リスク

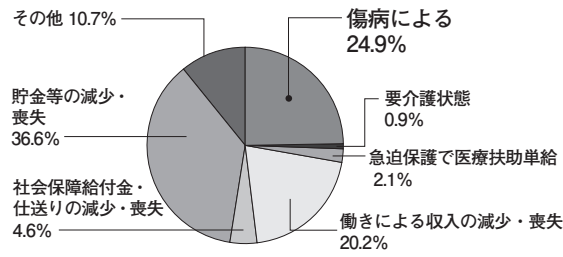
勤務先	退職金、弔慰金の給付
生活費	本人分は不要
教育費	引き続き必要
医療費	本人分は不要
住宅ローン	団体信用生命保険により完済

1年以上の入院患者の年齢構成



出典：厚生労働省（平成29年度患者調査）

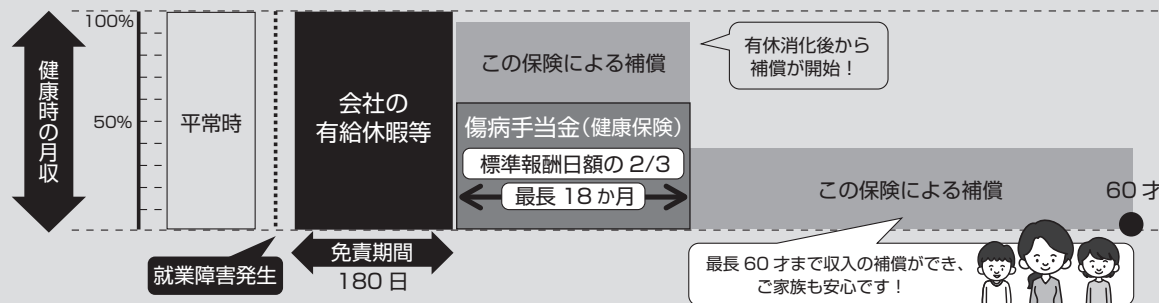
保護開始の主な理由別世帯数の構成割合



出典：厚生労働省「生活保護の被保護者調査（平成29年度（月次調査値）」

補償イメージ

※免責期間（支払対象外期間）終了日の翌日から起算した満了日までの期間が3年に満たない場合、てん補期間を3年とします。また精神障害による就業障害の場合は2年となります。



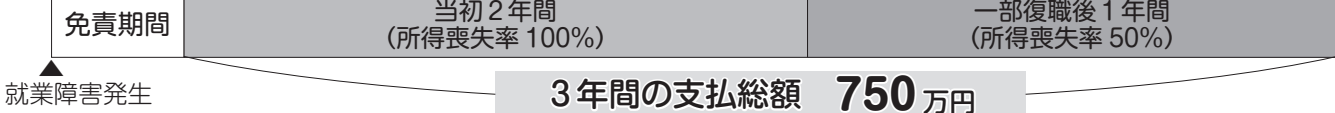
支 払 事 例

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が2年間続いた。職務復職したものの1年間は正常勤務ができず月の所得額が50%減少した（所得喪失率が50%であった）が、それ以降は正常に勤務した。

保険金額（支払基礎所得額）25万円（5口加入）の場合

25万円×100%×2年間＝600万円

25万円×50%×1年間＝150万円



特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。
【ご注意】
◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
- ◎新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

ケガ
保険

病
気
保
険

携
行
品
保
険

保
険
保
険

サ
ポ
ー
ト
プ
ラ
ン

長
期
入
収
入

保
険
保
険

保
障
保
険

保
障
保
険

保
障
保
険

保
障
保
険

保
障
保
険

保
障
保
険

保
障
保
険

団体損害保険 Q & A

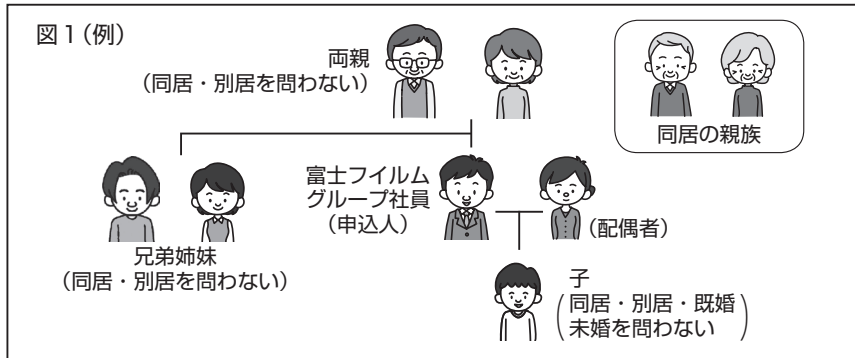
皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！



加入の可否

<Q1> ケガ保険、病気保険、ゴルフ保険（6E・6D・6A・6B）において家族はどこまで被保険者になれますか？

A1 被保険者になれる家族は、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族です。（図1）



<Q2> 子どもが結婚しましたが、引続き加入できますか？

A2 加入できます。結婚によって姓が変わっている場合は、加入申込票に打ち出してある旧姓を訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

<Q3> 単身赴任で配偶者・子ども・親族と同居していませんが、加入できますか？

A3 留守宅に残る親族のうち、配偶者・本人および配偶者の子ども・両親・兄弟姉妹については加入できます。（加入資格において、配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹は同居・別居を問いません。）
加入できる補償については、パンフレットの各補償部分をご確認ください。

<Q4> 賠償保険、携行品保険の10Gプランで補償される家族の範囲はどこまでですか？

A4 本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子が補償対象となります。なお、賠償保険の傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者本人のみが補償対象となります。

健康状況告知

<Q5> 健康状況告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあると、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

A5 「はい」となる項目があった場合でも、内容によっては新規加入、補償の増額・追加が可能です。
詳細については、別冊P36もしくはパンフレット裏面に記載の取扱代理店までお問い合わせください。
* ご加入をお引受けした場合でも、加入時以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となったり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。
なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルフ保険・ケガ保険」は告知の必要はありません。

<Q6> 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

A6 再加入時に健康状況告知へご回答いただき、その内容をもとにお引受可否を判断させていただきます。
* 再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。
なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルフ保険・ケガ保険」は告知の必要はなく、再加入は可能です。

<Q7> 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

A7 継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。但し、これまでに医師に悪性新生物（がん※上皮内新生物を含む）と診断されたことがある場合は対象外です。

訂正・変更

<Q8> 保険期間の途中で補償の追加、変更や解約はできますか？

A8 下記以外の口数の変更、プランの追加・脱退・変更などは受付しておりません。
これまで同様、一斉募集期間にお手続きいただけますようお願いいたします。
＜新規加入＞これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない社員が新規加入すること。
例：社員本人が初めて団体損害保険に加入する場合
＜被保険者の追加＞これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない被保険者が加入すること。
例：社員本人は加入済み、お子さまが初めて団体損害保険に加入する場合
＜全部脱退＞これまで、団体損害保険加入している社員がすべての補償から脱退すること。保険年度内に再加入は出来ません。
＜被保険者の脱退＞これまで、団体損害保険加入している被保険者がすべての補償から脱退すること。

【お手続きできない内容の例】

例：ケガ保険に加入している方が、病気保険を追加で加入したい場合（プランの追加）

例：ケガ保険と病気保険に加入している方が、ケガ保険のみを脱退したい場合（プランの脱退）

例：ケガ保険のプラン1Aに加入しているが、2Bに変更したい場合（プランの変更）

補償内容

<Q9> 「ケガ」とはどういうものをいうのでしょうか？

A9 ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」をいいます。
たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返す行うことに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガではなく、疾病扱いとなります。詳しくは別冊P21～23の＜用語のご説明＞をご覧ください。

<Q10> 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

A10 公的医療保険の対象となる場合は、「病気保険」の対象となります。

<Q11> 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

A11 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療・自宅療養などの原因となった病気（「医学上因果関係がある病気」も含みます）を実際に医師が診察した日（＝初診日）となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

<Q12> 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

A12 病気手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的（生検）であれば対象となりません。

<Q13> 胃ガンで入院・手術し、その後自宅療養していましたが、1年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

A13 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を超えているため、「1回の入院」にあたりません。よって、再発が判明した日（発病日）時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。
なお、胃ガンの入院・手術で保険金をお支払いしている場合は、翌年から、胃ガンが属する疾病コードの疾病・症状（A・B欄すべて）およびそれらと医学的因果関係がある疾病・症状についてはお支払いしない条件でお引受します。加入者証をご確認いただき、詳細については、富士フイルムビジネスエキスパートまでお問い合わせください。

<Q14> 『病気保険』、『長期収入サポートプラン』で精神的な病気も補償されますか？

A14 『病気保険』（葬祭費用保険金を除く）は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。
詳細については、別冊P3～10の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。
『長期収入サポートプラン』は「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は、補償対象です。詳細については、別冊P19～20の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

<Q15> 『携行品保険10G』に加入。配偶者の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

A15 被保険者本人の所有物でないため補償対象になりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象になりません。

<Q16> 携行品保険でスマートフォンや携帯音楽プレーヤー、タブレットの破損は補償されますか？

A16 スマートフォン：対象外（携帯式通信機器にあたるため）
携帯音楽プレーヤー：対象（音楽機器にあたるため）
タブレット：対象外（携帯式電子事務機器にあたるため）

<Q17> 『ゴルフ保険6E』に加入。プレー中にゴルフクラブが折れてしまったのですが、補償されますか？

A17 はい、補償対象です。ただし、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償対象外となります。

その他

<Q18> 団体損害保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか？

A18 『病気保険』（葬祭費用保険金は除きます）・『長期サポートプラン』が生命保険料控除の対象です。

<Q19> 退職した場合、継続加入できますか？

A19 補償の種類によって、継続可否が異なります。（表1）

表1

補償プラン	
ケガ保険（1A・2A・3A）	24時間補償プラン（1B・2B・1C・2C・3C）での継続となります。
ケガ保険（1A・2A・3A以外）	このまま継続が可能です。
病気保険	このまま継続が可能です。
賠償保険	このまま継続が可能です。
携行品保険	このまま継続が可能です。
ゴルフ保険	このまま継続が可能です。
長期収入サポートプラン	退職後はご継続できません。



社員グループ保険

団体定期保険ーⅠ 《事務幹事》日本生命

商品内容のご説明

※別冊 P43 ～ 46 に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、別冊 P47 ～ 48 に記載の「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管ください。

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41 ～ 48 および P49 ～ 50 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

ご加入 対 象	退職後 継 続	別 冊 ペー ジ
本人 or 本人・配偶者	△	P41～48 P49～50

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間 1 年の商品です。
原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
☐ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

特色 死亡保障・所定の高度障がい保障のある掛捨て型の生命保険です。

- 1 団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で、充実した保障を確保できます。
- 2 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、別冊P47～48に記載の「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 3 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
(ただし、健康状態等によっては新規加入および保障額を増額できない場合があります。)
- 4 ご本人さまがご加入の場合、配偶者さまもお申込みができます。(配偶者さまのみのお申込みはできません。)
- 5 主契約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※2019年8月現在の税制に基づくものであり、今後、税務の取扱いが変わる場合があります。
- 6 被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

- 7 ※年金基金として設定する保険金が少額の場合のほか、保険金請求時の金融経済情勢等によっては、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。
※詳細についてはP23の「保険金の年金受取り(年金払特約)」をご参照ください。



保障額と保険料 当保険は保険料会社負担部分の加入対象者のみ加入いただけます。

※加入資格の詳細については別冊P41をご覧ください。

年齢群団別 男女別月払保険料(概算)

(保険料の単位：円)

対 象	本 人														
	配 偶 者														
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	150 万円	300 万円	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	2,500 万円	3,000 万円	3,500 万円	4,000 万円	4,500 万円	5,000 万円	5,500 万円	6,000 万円	
保険年齢															
15歳～35歳 (S59.10.2生～ H17.10.1生)	男性	152	306	511	1,023	1,534	2,046	2,557	3,069	3,580	4,092	4,603	5,115	5,626	6,138
	女性	115	231	385	771	1,156	1,542	1,927	2,313	2,698	3,084	3,469	3,855	4,240	4,626
36歳～40歳 (S54.10.2生～ S59.10.1生)	男性	179	360	601	1,203	1,804	2,406	3,007	3,609	4,210	4,812	5,413	6,015	6,616	7,218
	女性	159	320	534	1,068	1,602	2,136	2,670	3,204	3,738	4,272	4,806	5,340	5,874	6,408
41歳～45歳 (S49.10.2生～ S54.10.1生)	男性	227	455	759	1,518	2,277	3,036	3,795	4,554	5,313	6,072	6,831	7,590	8,349	9,108
	女性	185	371	619	1,239	1,858	2,478	3,097	3,717	4,336	4,956	5,575	6,195	6,814	7,434
46歳～50歳 (S44.10.2生～ S49.10.1生)	男性	304	609	1,015	2,031	3,046	4,062	5,077	6,093	7,108	8,124	9,139	10,155	11,170	12,186
	女性	240	482	804	1,608	2,412	3,216	4,020	4,824	5,628	6,432	7,236	8,040	8,844	9,648
51歳～55歳 (S39.10.2生～ S44.10.1生)	男性	452	906	1,510	3,020	4,530	6,040	7,550	9,060	10,570	12,080	13,590	15,100	16,610	18,120
	女性	391	783	1,305	2,610	3,915	5,220	6,525	7,830	9,135	10,440	11,745	13,050	14,355	15,660
56歳～60歳 (S34.10.2生～ S39.10.1生)	男性	504	1,009	1,683	3,366	5,049	6,732	8,415	10,098	11,781	13,464	15,147	16,830	18,513	20,196
	女性	481	963	1,606	3,213	4,819	6,426	8,032	9,639	11,245	12,852	14,458	16,065	17,671	19,278
61歳～65歳 (S29.10.2生～ S34.10.1生)	男性	535	1,072	1,787	3,575	5,362	7,150	8,937	10,725	12,512	14,300	16,087	17,875	19,662	21,450
	女性	493	987	1,646	3,292	4,938	6,584	8,230	9,876	11,522	13,168	14,814	16,460	18,106	19,752
66歳～70歳 (S24.10.2生～ S29.10.1生)	男性	579	1,160	1,933	3,867	5,800	7,734	9,667	11,601	13,534	15,468	17,401	19,335	21,268	23,202
	女性	510	1,021	1,702	3,404	5,106	6,808	8,510	10,212	11,914	13,616	15,318	17,020	18,722	20,424
71歳 (S23.10.2生～ S24.10.1生)	男性	621	1,243	2,072	4,144	6,216	8,288	10,360	12,432	14,504	16,576	18,648	20,720	22,792	24,864
	女性	531	1,063	1,773	3,546	5,319	7,092	8,865	10,638	12,411	14,184	15,957	17,730	19,503	21,276
72歳 (S22.10.2生～ S23.10.1生)	男性	639	1,280	2,134	4,269	6,403	8,538	10,672	12,807	14,941	17,076	19,210	21,345	23,479	25,614
	女性	541	1,083	1,805	3,611	5,416	7,222	9,027	10,833	12,638	14,444	16,249	18,055	19,860	21,666
73歳 (S21.10.2生～ S22.10.1生)	男性	661	1,324	2,207	4,414	6,621	8,828	11,035	13,242	15,449	17,656	19,863	22,070	24,277	26,484
	女性	552	1,106	1,844	3,688	5,532	7,376	9,220	11,064	12,908	14,752	16,596	18,440	20,284	22,128
74歳 (S20.10.2生～ S21.10.1生)	男性	686	1,374	2,291	4,582	6,873	9,164	11,455	13,746	16,037	18,328	20,619	22,910	25,201	27,492
	女性	565	1,131	1,886	3,773	5,659	7,546	9,432	11,319	13,205	15,092	16,978	18,865	20,751	22,638
75歳 (S19.10.2生～ S20.10.1生)	男性	716	1,434	2,390	4,780	7,170	9,560	11,950	14,340	16,730	19,120	21,510	23,900	26,290	28,680
	女性	579	1,159	1,932	3,865	5,797	7,730	9,662	11,595	13,527	15,460	17,392	19,325	21,257	23,190

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は4月給与から)
- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2020年4月1日)から適用します。
保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
- 上表にない保険金額の保険料については、FFBX統合ビジネスサービス本部 保険サービスセンターに照会ください。

保険料会社負担部分について

当制度は役員・社員・嘱託の方々の方々の場合に備え、会社が保険料を負担し、役員・社員・嘱託の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。
保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合は、2月14日までにFFBXの以下部署までお申し出ください。

- 富士ゼロックス様の方
→ FFBX 統合ビジネスサービス本部 FX人事SC給与グループ
富士ゼロックス販売会社・関連会社の方
→ FFBX 統合ビジネスサービス本部 保険サービスセンター

加入対象者	役員・社員・嘱託
保 険 金	死亡・高度障がい保険金額100万円
保険金受取人	弔慰金規程の定めに基づく死亡保険金受取人

※高度障がい保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。
(注)本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者はご加入になれません。また、配偶者が加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。



社員グループ保険

団体定期保険Ⅱ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41 ～ 48 および P49 ～ 50 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■保険金のお支払事由

【死亡保険金】……………引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】…引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（＊１）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（＊２）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。
したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（＊１）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
（＊２）対象となる「高度障がい状態」とは

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

１．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

２．眼の障がい（視力障がい）

- （１）視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- （２）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- （３）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

３．言語またはそしゃくの障がい

- （１）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- （２）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

４．上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊１）日から起算して１年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。（＊２）
- （＊１）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- （＊２）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（＊１）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（＊１）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
したがって、原因となる傷病がご加入（＊１）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合
ご加入（＊１）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊１）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合

- 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）
- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合には、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
 - ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■「障がい」の表記

当パンフレット（社員グループ保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ケガ保険
病氣保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ保険
長期収入
サポートプラン
社員グループ保険
家族生活費
生活習慣病
医療保険
医が療ん保保険
自動車保険
火地災震保保険
ペット保険



社員グループ保険

団体定期保険Ⅲ 《事務幹事》日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41 ～ 48 および P49 ～ 50 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

MEMO

■ 保険金の年金受取り（年金払特約）

万一の場合、残されたご家族の月々の生活費としても活用いただくことができます。
保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合のほか、保険金請求時の金融経済情勢等によっては、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。
年金受取りに関する詳細については、団体に備付けの「年金受給のしおり」を必ずご確認ください。

1

全額一時金

保険金はやっぱり一時金で受取りたい。そのお金で、葬儀費用や各種ローンの支払いを済ませよう。

2

一時金＋年金

葬儀費用のために多少は一時金で受取りたい。残った保険金は分割にして、今後の生活費や教育費にあてよう。

3

全額年金

一括受取りは個人保険でカバーできているから、全額分割受取りにして、今後の生活費を増やしたい。

【年金の種類と内容】

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
	受取期間	5年、10年、15年	終身（保証期間15年）
年金の型		定額型・逓増型（年5%の単利）	
年金受取り		次のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り（6カ月ごと） ③年4回受取り（3カ月ごと）	
年金受取開始日		次のいずれかを選択〔2月1日、5月1日、8月1日、11月1日〕	
年金受取人が死亡された場合		残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

- 年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

ケガ保険
病気保険
携行物品保険
賠償保険
保険
ゴルファ―
サポート
長期収入
社員グループ
家族生活費
生活習慣病
医療保険
がん保険
自動車保険
地震保険
ペット保険



『家族生活（費）保障保険』+『三大疾病保障保険・健康づくりサポート』

〈引受保険会社〉明治安田生命保険相互会社

（健康応援プログラム）

※【契約概要】【注意喚起情報】は別冊のP51～52に記載しています。ご加入前に本パンフレットとあわせて必ずご確認のうえ、お申込みください。

ご加入対象	退職後継続	記入例ページ	留意点ページ	別冊ページ
本人・配偶者	×	申込書裏面	P.31～34	P.51～52

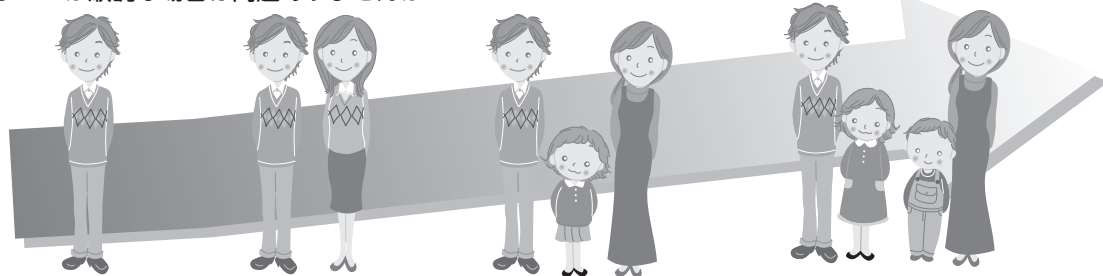
年金払特約付団体定期保険〔生命保険〕、健康づくりサポート、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約〔Y〕付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）〔生命保険〕

● 家族生活（費）保障保険

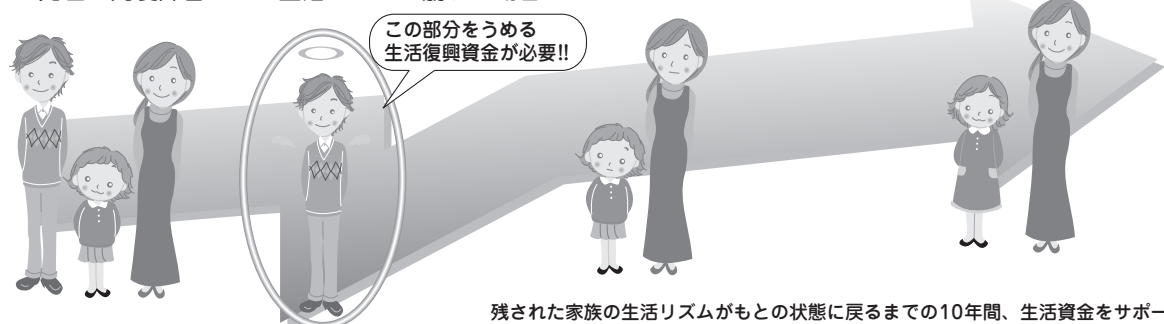
● 万一の時残されたご家族のために・・・死亡・高度障害のリスクに備える保障です。

家族の生活保障資金として

● 生活のリズムが順調な場合は問題ありませんが...



● 万が一、死亡・高度障害により生活リズムが崩れた場合



残された家族の生活リズムがもとの状態に戻るまでの10年間、生活資金をサポートします。

生活保障資金：基本

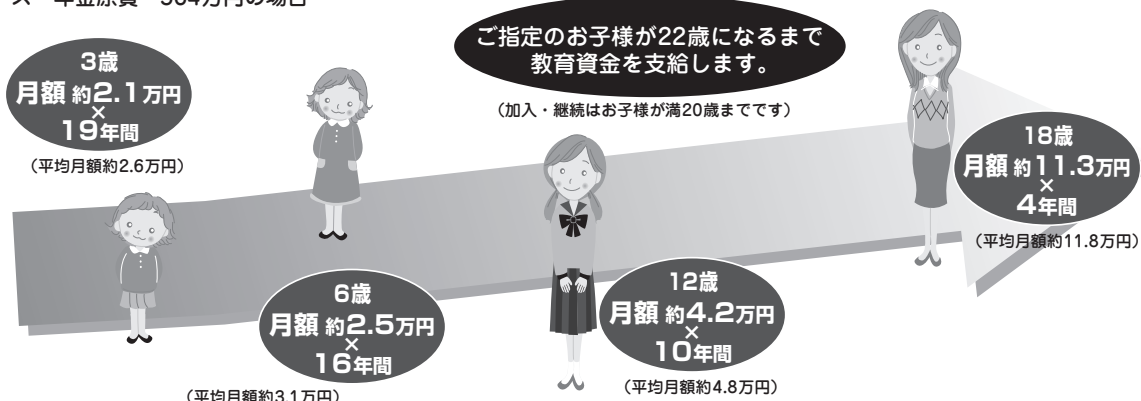
だからプラス

「遺児教育資金（※1）」ご加入により、生活保障資金とは別にお子様の教育資金に備えることが可能です。

遺児教育資金として

● 万一（死亡・高度障害）の場合のお子様の教育資金確保を目的とした保障です

※1コース 年金原資 564万円の場合



★遺児教育資金の受取人はご指定のお子様になります。
★記載の月額 は初年度のもので、受取期間中、月額は毎年3%逦増します。
★記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
★お子様が満21歳に到達すると自動脱退となります。
★お子様ごと別々のコースでの加入は出来ません。全て同一のコースでお申込みください。

※遺児教育資金1コース加入の場合

(※1) 生活保障資金に加入することが条件です。

だからプラス

● 三大疾病時の保障・健康づくりサポート

● 健康で長生きするために・・・三大疾病のリスクに備える保障です。

三大疾病保障保険（※2）

健康増進に取り組んでいても、恐ろしい三大疾病は突然襲ってきます。



(※2) 家族生活（費）保障保険（生活保障資金）に加入することが条件です。

だからプラス

生活習慣やストレスにより健康をそこなう前に・・・ご自身の健康維持のためのサポートです。

健康づくりサポート（※3）

ココロとカラダの健康づくりをサポートする7つのメニュー！

月額 200円

一次予防「健康増進」

二・三次予防「早期発見・再発防止」

- | | | |
|-------------------------|----------------------------|-------------------|
| 1 季刊誌「健康情報」
お届け（年4回） | 2 ヘルシーファミリー倶楽部
ご利用はWebで | 6 テレセカンド®
お電話で |
| 3 相談ダイヤル
お電話で | 4 WELBOX
ご利用はWebで | 7 ホスピサーチ®
お電話で |
| 5 CLUB FUJITA
お電話で | | |

※「健康づくりサポート」は明治安田ライフプラセンター（株）が提供するサービスです。
※サービス概要はP30にてご確認ください。
※「健康づくりサポート」は三大疾病保障保険とのセット加入となります。



(※3) 三大疾病保障保険に加入することが条件です。

ケガ保険
病氣保険
賠償保険
旅行用品保険
ゴルフ保険
長期収入
サポートプラン
社員グループ
家族生活費
保障保険
生活習慣病
医療保険
医が療ん
自動車保険
火地災震
保険
ペット保



家族生活（費）保障保険について

〈引受保険会社〉明治安田生命保険相互会社

意向確認【ご加入前のご確認】

団体定期保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。

保障内容と月額保険料（※受取期間中、年金月額は毎年3%逦増します。）

生活保障資金

基本

万一のこと（死亡・高度障害）があった場合、残されたご家族のための生活費を確保するプランです。

本人加入コース

死亡・高度障害のとき							※61歳以上は、役員の場合です。		
コース	初年度 年金月額	最終年度 年金月額	平均 年金月額	支給期間	年金受取 総額	年金原資 死亡・高度障害保険金	月額保険料（概算）（単位：円）		
							年 齢	男 性	女 性
1コース	約 万円	約 万円	約 万円	10年	約 万円	約 万円	18歳～35歳	597	383
							36歳～40歳	760	641
							41歳～45歳	1,030	785
							46歳～50歳	1,476	1,112
							51歳～55歳	2,148	1,501
							56歳～60歳	3,102	1,903
							61歳～65歳	4,748	2,525
							66歳～70歳	7,040	3,404
							年 齢	男 性	女 性
2コース	約 万円	約 万円	約 万円	10年	約 万円	約 万円	18歳～35歳	1,193	766
							36歳～40歳	1,520	1,281
							41歳～45歳	2,060	1,570
							46歳～50歳	2,952	2,223
							51歳～55歳	4,296	3,002
							56歳～60歳	6,205	3,806
							61歳～65歳	9,495	5,049
							66歳～70歳	14,080	6,808
							年 齢	男 性	女 性

表中記載以外の年齢の方の保険料は保険会社までお問い合わせください。

配偶者加入コース

配偶者に万一のこと（死亡・高度障害）があった場合、あなたにホームヘルパー援助費などとして10年間支払われます。

■配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

死亡・高度障害のとき							月額保険料（概算）（単位：円）		
コース	初年度 年金月額	最終年度 年金月額	平均 年金月額	支給期間	年金受取 総額	年金原資 死亡・高度障害保険金	年 齢		
							男 性	女 性	女 性
1コース	約 万円	約 万円	約 万円	10年	約 万円	約 万円	18歳～35歳	358	230
							36歳～40歳	456	385
							41歳～45歳	618	471
							46歳～50歳	886	667
							51歳～55歳	1,289	901
							56歳～60歳	1,862	1,142
							61歳～65歳	2,850	1,516
							年 齢	男 性	女 性
							18歳～35歳	597	383
2コース	約 万円	約 万円	約 万円	10年	約 万円	約 万円	36歳～40歳	760	641
							41歳～45歳	1,030	785
							46歳～50歳	1,476	1,112
							51歳～55歳	2,148	1,501
							56歳～60歳	3,102	1,903
							61歳～65歳	4,748	2,525
							年 齢	男 性	女 性
							18歳～35歳	597	383
							36歳～40歳	760	641

■配偶者の年金原資（死亡保険金額・高度障害保険金額）は本人と同額以下としてください。
■本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
■保険料は毎月の給与から控除します。（初回は、5月給与から）

保険金に対する課税について

1. 死亡保険金（年金受取とした場合も含む）を受けとられた場合の課税関係
死亡保険金を受けとられた場合は、保険料負担者、被保険者、保険金受取人の関係によって、右のような課税対象となり、納付すべき税額がある場合は、申告が必要となります。
③ 高度障害保険金は、被保険者が受取人の場合は、課税されません。

2. 年金を受けとられた場合の課税関係

毎年支払われる年金の受けとり時には、だれが保険料を負担しているかに関係なく、雑所得となります。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

（例）

保険料負担者	被保険者	保険金受取人	対象となる税金
会 社	加入者本人	規程に基づく遺族	相続税
加入者本人	加入者本人	配偶者・子どもなど	相続税
加入者本人	配偶者	加入者本人	所得税（一時所得）
加入者本人	配偶者	その他	贈与税

家族生活（費）保障保険は、死亡保険金を年金原資として遺族が受け取れるというコンセプトに基づく制度ですが、ご請求者の希望により一時金で受け取ることも可能です。

加入資格

※詳細についてはP31をご確認ください。

本 人…本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2020年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（なお、在職中は満60歳6カ月まで、役員は満80歳6カ月まで継続できます。）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2020年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません。）

遺児教育資金

充 実

本人に万一のこと（死亡・高度障害）があった場合、死亡保険金（年金原資）を指定した受取人（満20歳までの子ども）が年金（教育資金）として22歳になるまで受け取る制度です。

※生活保障資金とセットでご加入ください。（満20歳までのお子様3名まで加入できます）

お子様一人あたりの月額保険料（概算）

年齢はご本人の保険年齢です。
保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2020年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

■記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

■保険料は毎月の給与から控除します。（初回は、5月分給与から）

■遺児教育資金のご加入に際しては、ご加入者ご本人について告知ください。

■遺児教育資金のみの加入はできません。

■お子様ごと別々のコースでの加入は出来ません。全て同一のコースでお申込みください。

■本制度は、主契約（団体定期保険）と特約（年金払特約）をセットしたものです。

■生活保障資金と遺児教育資金は、同一の団体定期保険で運営されています。

従って、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。

■遺児教育資金は本人が死亡した場合、死亡保険金（年金原資）を指定した受取人（子ども）が年金として受取る制度です。

■死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

万一（死亡・高度障害）の場合、その時点でのお子様の年齢による月額教育資金目安（受取月額は毎年3%逦増します）

1コース	お子様の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	初年度月額（支給期間）	約1.8万 (22年)	約1.8万 (21年)	約2.0万 (20年)	約2.1万 (19年)	約2.2万 (18年)	約2.4万 (17年)
3コース	お子様の年齢	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
	初年度月額（支給期間）	約2.5万 (16年)	約2.7万 (15年)	約2.9万 (14年)	約3.2万 (13年)	約3.5万 (12年)	約3.8万 (11年)
3コース	お子様の年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
	初年度月額（支給期間）	約4.2万 (10年)	約4.8万 (9年)	約5.4万 (8年)	約6.2万 (7年)	約7.4万 (6年)	約8.9万 (5年)
3コース	お子様の年齢	18歳	19歳	20歳			
	初年度月額（支給期間）	約11.3万 (4年)	約15.2万 (3年)	約23.0万 (2年)			
3コース	お子様の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	初年度月額（支給期間）	約1.2万 (22年)	約1.3万 (21年)	約1.4万 (20年)	約1.5万 (19年)	約1.5万 (18年)	約1.7万 (17年)
3コース	お子様の年齢	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
	初年度月額（支給期間）	約1.8万 (16年)	約1.9万 (15年)	約2.1万 (14年)	約2.2万 (13年)	約2.5万 (12年)	約2.7万 (11年)
3コース	お子様の年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
	初年度月額（支給期間）	約3.0万 (10年)	約3.4万 (9年)	約3.8万 (8年)	約4.4万 (7年)	約5.2万 (6年)	約6.3万 (5年)
3コース	お子様の年齢	18歳	19歳	20歳			
	初年度月額（支給期間）	約8.0万 (4年)	約10.7万 (3年)	約16.3万 (2年)			

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※申込書記入例は、申込書裏面に記載しております。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P31、33～34

ケ
ガ
保
険

病
気
保
険

携
行
品
保
険

保
険

ゴ
ル
フ
ア
ー
保
険

サ
ポ
ー
ト
ラ
イ
フ
保
険

保
障
グ
ル
ー
プ
保
険

保
障
保
険

家
族
生
活
費

保
障
プ
ラ
ン

生
活
習
慣
病

医
療
保
険

医
が
療
ん
保
険
保
険

自
動
車
保
険

火
地
災
震
保
険
保
険

ベ
ッ
ト
保
険

ご加入にあたっての留意点（必ず、お読みください。）

● 家族生活（費）保障保険

1.加入資格（遺児教育資金ご加入に際しては、本人について告知ください。）

本　人…本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2020年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（なお、在職中は満60歳6カ月まで、役員は満80歳6カ月まで継続できます。）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2020年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません。）

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

（別表）

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

2.全員加入部分

家族生活（費）保障保険には保険料会社負担の全員加入部分があります。なお、ここで言う役職員とは役員・社員を指します。

●加入対象者：満80歳6ヵ月までの富士ゼロックス（株）役職員本人

●保　險　金　額：一律40万円

●死亡保険金受取人：団体定期保険規程第7条の定めに基づく方です（配偶者、子、父母の順）

●高度障害保険金受取人：役職員本人

全員加入部分に関する個人情報の取扱いは、34ページの「個人情報に関する取扱いについて」をご覧ください。

当件について、ご了解をいただけない場合は、申込締切日までに団体窓口へお申し出ください。お申し出がない場合は、ご了承いただいたものとして取扱います。

3.継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前とおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

4.保険期間

1年間（2020年5月1日～2021年4月30日）で以後毎年更新します。

保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

5.配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

（三大疾病保障保険には、配当金はありません。）

6.年金払特約

- 年金の種類と型
 - 年金支払期間は、コースによって決まります。（逓増型確定年金です）
 - 基本年金額は毎年、逓増いたします。（逓増率単利3％）
- 配当金
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 年金受取人
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 年金のお支払い
 - 年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 年金払の対象となる保険金
 - 団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。但し、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

MY-A-20-団-000649

7.引受会社

【引受会社】明治安田生命保険相互会社（事務幹事）

日本生命　第一生命　住友生命　富国生命　大同生命　大樹生命　ジブラルタ生命　東京海上日動あんしん生命 SOMPOひまわり生命　メットライフ生命　三井住友海上あいおい生命

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

● 三大疾病保障保険

1.加入資格

本　人…家族生活（費）保障保険に加入の本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2020年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（なお、在職中は満60歳6カ月まで継続できます。）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2020年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません）

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去5年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

（別表）

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※本人について定められた特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※**加入日（＊）よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には**、加入日（＊）以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金のお支払いの対象になりません。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

2.保険期間

1年間（2020年5月1日～2021年4月30日）で以後毎年更新します。

3.リビング・ニーズ特約

【保険金のお支払事由について】

●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できません。

●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。

●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

（1）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合

（2）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

【ご請求について】

●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。

●「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金額です。

●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。

●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。

【お支払金額について】

●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。（ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。）

【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】

●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。

（1）被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき

（2）ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき

（3）戦争その他の変乱によるとき

●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

ケ ガ 保 険	携 行 品 保 険	保 ル フ ア ー 保 険	サ ボ ー ト ラ ン ス	保 険 グ ル ー プ 保 険	保 障 保 険	保 障 プ ラ ン	医 療 保 険	医 が 療 ん 保 険	自 動 車 保 険	火 地 災 震 保 険	ベ ッ ト 保 険
------------------	-----------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	------------------	-----------------------	------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------

ご加入にあたっての留意点（必ず、お読みください。）

4.代理請求特約〔Y〕について

代理請求特約〔Y〕の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

＊保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

＊保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約〔Y〕を付加することはできません。

お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約〔Y〕の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

三大疾病保障保険	ご契約の詳細
ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。	
「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。	
【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】	
●お申込の撤回（クーリング・オフ）について	●解約と返金について
●保険金等をお支払いできない場合について	●契約内容の変更等について
【お取扱できない事項の例】	
・保険期間中の保障額の増額・減額はできません	・保険期間の変更はできません
・引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。	・保険料の払込方法の変更はできません
●引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。	

引受会社	明治安田生命保険相互会社
総合法人第二部法人営業第三部	〒107-0052 住所：東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館23階 TEL：03-3560-5736
この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付、代理請求特約〔Y〕付集団月掛無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。	

MY-A-20-特疾-000650

● 家族生活（費）保障保険、三大疾病保障保険

1.ご加入に際して

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

	家族生活（費）保障保険	三大疾病保障保険
申込更新方法・取扱い	所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。	保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が60歳（配偶者は65歳）を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。※更新後のご契約の保険期間は1年です。※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。
締切日	合同募集申込締切日	2020年2月14日（金）
お支払いの保険金	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（＊）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。なお、特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。◆詳細は29ページをご覧ください。
高度障害状態とは	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（＊）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

お支払いできない場合について（解除・免責等）	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとすることがあります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1. 死亡保険金について ①被保険者が加入日（＊）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。） ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき 1. 死亡保険金について ①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。） ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 高度障害保険金について ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
お支払いの保険金	< 保険金のご請求について > ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●保険金は、3年間ご請求が無いと、そのお支払いができなくなりますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 < 改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について > ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。	

＜家族生活（費）保障保険＞

●相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

＜三大疾病保障保険＞

●当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

●保険金のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

個人情報に関する取扱いについて	＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞(家族生活(費)保障保険、三大疾病保障保険共通) 当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞(以下、「個人情報」といいます。))を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。))へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報をも、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。 記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。 (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。 なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp)をご参照ください。 ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー 指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。
-----------------	---

ケガ保険	携行品保険	自動車保険
病氣保険	賠償保険	火地災震保保険
ゴルフ保険	長期収入	ペット保険
サポートプラン	社員グループ	
家族生活費	保障生活費	
医療保険	がん保険	
火地災震保保険	火地災震保保険	
ペット保険	ペット保険	

生活習慣病保障プラン

《保険契約者》富士ゼロックス株式会社
《引受保険会社》大樹生命保険株式会社

＜無配当医療保障保険(団体型)＞

別冊 P61 ～ 64 の「特に重要なお知らせ(契約概要)」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご加入にあたっての留意点」を必ずご確認のうえお申し込みください。

ご加入 対 象	退職後 継 続	申込書	記入例 ページ	別 冊 ページ
本人・ 配偶者	×	P7 参照	申込書 裏面	P61～ 64

制 度 の 特 徴

特徴
1

生活習慣病による入院を1泊2日から保障します。

生活習慣病：ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患

特徴
2

生活習慣病による所定の手術も保障します。

所定の手術を受けたとき、入院の有無にかかわらず給付金を受け取れます。

特徴
3

三大疾病と診断されたときには一時金100万円。

三大疾病：ガン・急性心筋梗塞・脳卒中

特徴
4

保障範囲を生活習慣病・三大疾病に特化することで合理的な保険料を実現しました。

特徴
5

医師の診査は不要です。

ご加入に際しては、健康状態に関する簡単な告知でお手続きができます。

お 取 り 扱 い 内 容

加入資格	健康で正常に勤務されている富士ゼロックス、富士ゼロックス販売会社・関連会社の役員・従業員、および健康で正常に日常生活を営んでいるその配偶者で2020年4月1日現在、以下に該当する方。 本 人 ：15歳6か月超69歳6か月以下（昭和25年10月2日～平成16年10月1日生まれ）の方。 配偶者 ：満16歳以上69歳6か月以下（昭和25年10月2日～平成16年4月1日生まれ）の方。
配偶者の加入	●配偶者とは、公的医療保険制度（健康保険）の加入者で、かつ、本人と同一戸籍の方です。 ●配偶者のお申し込みにあたっては、被保険者となることへの同意および本人の加入が必要です。 ●夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。 ●配偶者は本人の加入する口数を超えることはできません。
責任開始期（加入日）	●2020年4月1日
受取人	●各給付金の受取人は配偶者分も含めて本人（主契約の被保険者）となります。 ※本人の給付金支払いに際し、提出された診断書上に対象となる傷病名が記載されていれば、本人が了知している（告知を受けている）ものとして本人に各給付金をお支払いします。 【代理請求人について】 ●三大疾病診断給付金については、本人に請求できない特別な事情がある場合、本人があらかじめ指定した代理請求人が給付金を請求することができます。詳しくは別冊「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」に記載しておりますのでご確認ください。
脱 退	●退職（死亡含む）された場合には、当制度から脱退していただきます。 ●本人が脱退（死亡含む）された場合には、配偶者も同時に脱退となります。 ●脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。
中途変更	●保険期間途中での加入・口数の変更・脱退（退職した場合を除く）はお取り扱いできません。
保険料の 払込方法	●毎月給与より引き去ります。
税法上の 取り扱い	●お払い込みいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。（所得税法第76条） ●本人（主契約の被保険者）が受け取る給付金は非課税となります。（所得税法施行令第30条） ※2019年8月現在の税制に基づく記載です。今後税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。
制度の運営	●当パンフレット・別冊は、無配当医療保障保険(団体型)に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

ご意向（ニーズ）確認のお願い

この保険は、所定の病気による所定の入院等の保障を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、当パンフレット・別冊（「特に重要なお知らせ(契約概要)」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご加入にあたっての留意点」）に記載されているこの保険商品の保障内容等（主に右の内容）について申込者さま全員（配偶者含む）のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

- ☐ 保障内容(目的とする給付事由が含まれていますか)
- ☐ 保険料(保険料の水準、払込方法、払込期間はニーズに合致していますか)
- ☐ 保障額(給付金額は必要な金額となっていますか)
- ☐ 保険期間(目的とする期間の保障となっていますか)
- ☐ 配当金(配当金のない商品です。ニーズに合致していますか)

保 障 内 容 と 月 払 保 険 料（概算）

保障内容		本 人・配偶者		
口数		1口プラン	3口プラン	5口プラン
＜生活習慣病入院給付金＞ 所定の生活習慣病（*1）で入院をしたとき （1泊2日からの入院1日あたり）		1,000円	3,000円	5,000円
＜生活習慣病手術給付金＞ 所定の生活習慣病（*1）で所定の手術を受けたとき （手術の種類に応じて1回につき）		4・2・1 万円	12・6・3 万円	20・10・5 万円
＜三大疾病診断給付金＞ 所定の三大疾病と診断されたとき（*2） （一時金でお支払い）		100 万円	100 万円	100 万円
保険年齢	生年月日	月 払 保 険 料 （ 概 算 ）		
16～19歳	H12.10.2～ H16.10.1	71 円	113 円	155 円
20～24歳	H7.10.2～ H12.10.1	71 円	113 円	155 円
25～29歳	H2.10.2～ H7.10.1	111 円	153 円	195 円
30～34歳	S60.10.2～ H2.10.1	208 円	264 円	320 円
35～39歳	S55.10.2～ S60.10.1	368 円	444 円	520 円
40～44歳	S50.10.2～ S55.10.1	586 円	698 円	810 円
45～49歳	S45.10.2～ S50.10.1	916 円	1,088 円	1,260 円
50～54歳	S40.10.2～ S45.10.1	1,275 円	1,525 円	1,775 円
55～59歳	S35.10.2～ S40.10.1	1,934 円	2,282 円	2,630 円
60～64歳	S30.10.2～ S35.10.1	2,920 円	3,440 円	3,960 円
65～69歳	S25.10.2～ S30.10.1	4,186 円	4,938 円	5,690 円

- * 1 所定の生活習慣病とは、**ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患**をいいます。
- * 2 所定の三大疾病（**ガン・急性心筋梗塞・脳卒中**）と診断され、所定の状態となった場合にお支払いします。

※支払事由の詳細は別冊「特に重要なお知らせ(契約概要)」〔別表〕【お支払い内容の詳細】をご確認ください。
また、給付金をお支払いできない場合があります。詳細は、別冊「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご確認ください。

※上記保険料は、主契約の被保険者数（配偶者は含みません）が100～199名の場合の概算月払保険料です。
加入者数が増減した場合には保険料も変動します。正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。

ケ
ガ
保
険

病
気
保
険

携
行
品
保
険

保
険
料

サ
ポ
ー
ト
ラ
イ
フ

保
険
料

保
障
保
険

保
障
保
険

医
療
保
険

医
が
療
ん
保
険
料

自
動
車
保
険

火
災
保
険
料

ベ
ッ
ト
保
険



医療保険

入院保障保険(プライム60)

〈集团名〉富士フイルムホールディングス株式会社
〈引受保険会社〉アクサ生命保険株式会社

ご加入 対 象	退職後 継 続	記入例 ページ	別冊 ページ
本人 および 家族	○	申込書に セット	P53~59

手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・
無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)(60日型)

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社では、富士フイルムグループのみなさまの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定しご提案させていただいております。

【推奨理由】

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社は、富士フイルムグループの団体割引が適用されること、取扱実績が多く、迅速なサービス提供ができることを理由とする会社方針により、アクサ生命保険株式会社の「入院保障保険(プライム60)」をおすすめしております。

取扱募集代理店 富士フイルムビジネスエキスパート株式会社

入院・手術を一生涯保障する医療保険。特約の任意付加でさらに保障が充実します。

特長
1

保険料が割安で一生涯上がりません。
さらに主契約の保険料が最大 50% 割引になります。

主契約の払いもどし金がないため、その分保険料は割安です。
また、無事故判定期間(5年間)内に「無事故」に該当されると、主契約の保険料が 10% 割引かれます。
最大で 50% 割引になります。

詳しくはP.39~40へ

特長
2

公的医療保険制度の対象となっている約 1,000 種類の手術*¹ をカバーし、
高額になりがちな「先進医療」の技術料を全額保障*² します。

- * 1 一部、支払対象外となる手術があります。また、手術給付特約では公的医療保険制度対象外の一部の手術も保障します。
- * 2 1 回の療養につき 1,000 万円限度、通算 2,000 万円限度。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

さらに

アクサメディカルアシスタンスサービスをご利用いただけます。 ※ご利用いただける サービスについてはアクサ生命ホームページでご確認ください。

★すでに、アクサ生命の医療保険にご契約の方は、P.45・P.46 で現在ご契約されている保障内容をご確認ください。

■ 保障内容 **重要** 保険期間・保険料払込期間：終身

		このようなときにお支払いします		お支払額		入院給付金日額 5,000 円コース		入院給付金日額 10,000 円コース		一生 涯保 障
基本 プラン	入 院 主契約	ガン以外の 病気 により 入院 したとき	日帰り入院* ³ から保障	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数	1 入院 60 日限度 通算 1,095 日限度	1 日につき 5,000 円	1 日につき 10,000 円			
		ケガにより 入院 したとき	日帰り入院* ³ から保障	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数	1 入院 60 日限度 通算 1,095 日限度					
		ガンにより 入院 したとき	日帰り入院* ³ から保障	ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数	お支払日数無制限					
	手 術 手術給付特約 手術補完給付特約* ⁴	[手術給付特約] 手術を受けたとき（対象となる手術（88 種類）* ⁵ ）	何度でも保障	手術給付金 手術給付金日額* ⁶ ×40・20・10	手術の種類に応じて、1 回につき 20・10・5 万円	手術の種類に応じて、1 回につき 40・20・10 万円				
		[手術補完給付特約] 手術または 放射線治療 （新生物根治放射線照射）を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます。	何度でも保障	手術補完給付金 手術補完給付金日額* ⁶ ×5	放射線治療は 60 日に 1 回限度	1 回につき 2.5 万円	1 回につき 5 万円			
	先 進 医 療 先進医療給付特約(12)	先進医療による療養を受けたとき		先進医療給付金 1 回の療養につき 1,000 万円 限度、通算 2,000 万円限度	1 回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額* ⁷					
先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき			先進医療一時金	1 回の療養につき 15 万円						
保 険 料 を 割 引 無事故割引特則	無事故判定期間（5年間）内に無事故に該当されたとき			1 回につき 主契約保険料の 10% を割引 最大 5 回／ 50% 割引						
プラス	特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。（任意付加）									
特約Ⅰ	生 活 習 慣 病 生活習慣病入院給付特約（09） 〈120 日型・Ⅱ型〉	生活習慣病により入院したとき 【対象となる生活習慣病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患	日帰り入院* ³ から保障	生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額* ⁶ ×入院日数	1 入院 120 日限度 通算 1,095 日限度	1 日につき 5,000 円	1 日につき 10,000 円	一生 涯保 障		
特約Ⅱ	退 院 後 療 養 退院後療養給付特約	退院したとき （主契約の入院給付金の支払われる入院をし、その退院時に生存しているとき）		退院後療養給付金 退院後療養給付金日額* ⁶ ×5	通算 10 回限度	1 回につき 25,000 円	1 回につき 50,000 円	一生 涯保 障		
特約Ⅲ	ガ ン の 治 療 ガン化学療法・緩和療養 給付特約	ガンにより 化学療法 （抗がん剤治療）を受けたとき	入院しなくても 保障	特約化学療法給付金 特約基本給付金額	月 1 回 通算 60 ヶ月限度	1 回につき 5 万円		90歳まで自動更新 10年満了 一生涯保障		
		ガンによる疼痛などの緩和のために 緩和ケア を受けたとき	入院しなくても 保障	特約緩和療養給付金 特約基本給付金額	月 1 回 通算 60 ヶ月限度	1 回につき 5 万円				

- * 3 日帰り入院(入院日数が 1 日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。
- * 4 手術補完給付特約は、契約年齢 9 歳以下の方には付加されません。
- * 5 対象となる手術(88 種類)について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- * 6 手術給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額・退院後療養給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。
- * 7 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、先進医療給付特約(12)からのお支払いはありません。

※先進医療給付特約(12)、無事故割引特則およびガン化学療法・緩和療養給付特約については、入院給付金日額 5,000 円コース、10,000 円コースにかかわらず、一律記載の金額・割合となります。
※先進医療給付特約(12)について、同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を 1 回の療養とみなします。また、給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。
※給付金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

ケガ保険
病欠保険
携行品保険
保険
ゴルファ保険
サポート
長期収入
社員グループ
家族生活費
保障
生活習慣病
医療保険
がん保険
自動車保険
火災
地震
保険
ペット保険

月払保険料表【集団扱】**重要**

・主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約（12）・生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉・退院後療養給付特約／保険期間・保険料払込期間：終身
・ガン化学療法・緩和療養給付特約／保険期間・保険料払込期間：10年（90歳まで自動更新。90歳時に、保険期間・保険料払込期間を終身として自動更新。）

入院給付金日額**5,000円**コース（2019年10月現在、単位：円）

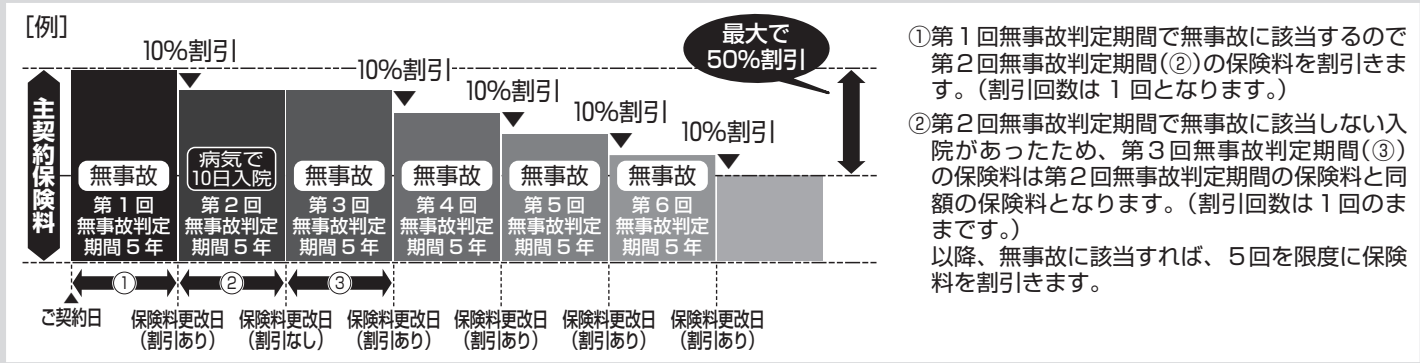
契約年齢 （歳）	基本プラン		無事故割引回数 5回到達後		基本プラン		無事故割引回数 5回到達後		特約Ⅰ （生活習慣病入院給付特約（09） （120日型・Ⅱ型））		特約Ⅱ （退院後療養給付特約）		特約Ⅲ （ガン化学療法・緩和療養給付特約）	
	男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0	1,275	(828)	1,310	(850)	—	—	190	195	—	—	—	—	—	—
1	1,270	(828)	1,305	(850)	—	—	190	200	—	—	—	—	—	—
2	1,270	(833)	1,300	(848)	—	—	190	200	—	—	—	—	—	—
3	1,260	(828)	1,295	(848)	155	125	190	205	—	—	—	—	—	—
4	1,260	(830)	1,300	(853)	165	135	195	210	—	—	—	—	—	—
5	1,265	(835)	1,315	(865)	170	140	195	210	110	110	—	—	—	—
6	1,275	(845)	1,330	(875)	175	145	200	215	110	110	—	—	—	—
7	1,290	(855)	1,355	(893)	185	155	200	215	110	115	—	—	—	—
8	1,310	(870)	1,380	(908)	190	160	200	220	115	115	—	—	—	—
9	1,330	(883)	1,405	(925)	200	170	205	225	115	120	—	—	—	—
10	1,525	(1,070)	1,635	(1,148)	210	170	205	230	120	120	—	—	—	—
11	1,555	(1,090)	1,670	(1,173)	220	180	210	235	125	125	—	—	—	—
12	1,585	(1,110)	1,705	(1,195)	230	190	210	235	130	130	—	—	—	—
13	1,615	(1,130)	1,740	(1,220)	245	200	215	240	135	140	—	—	—	—
14	1,650	(1,155)	1,770	(1,240)	255	210	220	245	140	145	—	—	—	—
15	1,685	(1,178)	1,805	(1,265)	270	220	220	250	145	150	—	—	—	—
16	1,710	(1,193)	1,835	(1,285)	285	230	225	260	155	160	—	—	—	—
17	1,745	(1,215)	1,870	(1,310)	295	240	230	265	160	165	—	—	—	—
18	1,780	(1,238)	1,905	(1,335)	310	255	235	270	165	170	—	—	—	—
19	1,810	(1,258)	1,940	(1,358)	325	270	235	275	170	180	—	—	—	—
20	1,845	(1,280)	1,980	(1,385)	340	280	240	285	170	190	—	—	—	—
21	1,895	(1,315)	2,015	(1,413)	360	290	245	285	175	205	—	—	—	—
22	1,935	(1,340)	2,050	(1,435)	380	305	250	295	180	225	—	—	—	—
23	1,970	(1,363)	2,090	(1,465)	400	325	255	300	185	245	—	—	—	—
24	2,010	(1,388)	2,125	(1,488)	420	340	260	310	185	265	—	—	—	—
25	2,060	(1,420)	2,160	(1,513)	440	360	270	315	190	285	—	—	—	—
26	2,105	(1,450)	2,195	(1,538)	465	380	275	320	200	315	—	—	—	—
27	2,150	(1,478)	2,220	(1,553)	495	400	280	320	205	345	—	—	—	—
28	2,200	(1,508)	2,260	(1,580)	515	415	285	325	215	380	—	—	—	—
29	2,245	(1,535)	2,285	(1,598)	545	435	290	325	225	410	—	—	—	—
30	2,295	(1,565)	2,320	(1,623)	575	460	300	330	245	455	—	—	—	—
31	2,350	(1,600)	2,355	(1,648)	610	485	305	335	260	495	—	—	—	—
32	2,400	(1,630)	2,380	(1,665)	640	510	315	335	285	540	—	—	—	—
33	2,465	(1,670)	2,420	(1,693)	680	530	325	340	305	590	—	—	—	—
34	2,525	(1,708)	2,460	(1,720)	720	560	335	345	335	640	—	—	—	—
35	2,580	(1,740)	2,500	(1,745)	755	590	345	350	365	695	—	—	—	—

入院給付金日額**10,000円**コース（2019年10月現在、単位：円）

契約年齢 （歳）	基本プラン		無事故割引回数 5回到達後		基本プラン		無事故割引回数 5回到達後		特約Ⅰ （生活習慣病入院給付特約（09） （120日型・Ⅱ型））		特約Ⅱ （退院後療養給付特約）		特約Ⅲ （ガン化学療法・緩和療養給付特約）	
	男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	3,260	(2,245)	3,500	(2,420)	540	440	440	500	145	150	—	—	—	—
16	3,310	(2,275)	3,560	(2,460)	570	460	450	520	155	160	—	—	—	—
17	3,380	(2,320)	3,630	(2,510)	590	480	460	530	160	165	—	—	—	—
18	3,450	(2,365)	3,700	(2,560)	620	510	470	540	165	170	—	—	—	—
19	3,510	(2,405)	3,770	(2,605)	650	540	470	550	170	180	—	—	—	—
20	3,580	(2,450)	3,850	(2,660)	680	560	480	570	170	190	—	—	—	—
21	3,680	(2,520)	3,920	(2,715)	720	580	490	570	175	205	—	—	—	—
22	3,760	(2,570)	3,990	(2,760)	760	610	500	590	180	225	—	—	—	—
23	3,830	(2,615)	4,070	(2,820)	800	650	510	600	185	245	—	—	—	—
24	3,910	(2,665)	4,140	(2,865)	840	680	520	620	185	265	—	—	—	—
25	4,010	(2,730)	4,210	(2,915)	880	720	540	630	190	285	—	—	—	—
26	4,100	(2,790)	4,280	(2,965)	930	760	550	640	200	315	—	—	—	—
27	4,190	(2,845)	4,330	(2,995)	990	800	560	640	205	345	—	—	—	—
28	4,290	(2,905)	4,410	(3,050)	1,030	830	570	650	215	380	—	—	—	—
29	4,380	(2,960)	4,460	(3,085)	1,090	870	580	650	225	410	—	—	—	—
30	4,480	(3,020)	4,530	(3,135)	1,150	920	600	660	245	455	—	—	—	—
31	4,590	(3,090)	4,600	(3,185)	1,220	970	610	670	260	495	—	—	—	—
32	4,690	(3,150)	4,650	(3,220)	1,280	1,020	630	670	285	540	—	—	—	—
33	4,820	(3,230)	4,730	(3,275)	1,360	1,060	650	680	305	590	—	—	—	—
34	4,940	(3,305)	4,810	(3,330)	1,440	1,120	670	690	335	640	—	—	—	—
35	5,050	(3,370)	4,890	(3,380)	1,510	1,180	690	700	365	695	—	—	—	—

無事故割引特則について

5年間の無事故判定期間内において無事故であれば、
以後の主契約の保険料を10%ずつ割引きます。主契約の保険料が最大で50%割引となります。



「無事故」とは、無事故判定期間中に次のいずれにも該当する場合をいいます。

- 主契約の災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。
 - 主契約の疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。
- ※災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由の発生日から、その入院給付金のご請求をアクサ生命が受けた日までの間に保険料更改日がある場合で、その入院給付金のお支払いにより無事故に該当しないこととなったときは、そのご請求を受けた日の属する無事故判定期間の保険料を直前の無事故判定期間の保険料と同額にあためます。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

※基本プランの保険料には、主契約、手術給付特約、手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)の保険料が含まれています。(手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。したがって、契約年齢0歳から9歳までの基本プランの保険料には、手術補完給付特約の保険料は含まれておりません。)

※ガン化学療法・緩和療養給付特約の更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。
(例：30歳男性がガン化学療法・緩和療養給付特約(保険料245円)を付加された場合、40歳で更新される際の更新後のガン化学療法・緩和療養給付特約の保険料は、565円となります。なお、この更新後の保険料は2019年10月現在の保険料率で計算しております。)

※契約年齢14歳以下の方は「入院給付金日額10,000円コース」のご契約はできません。

先進医療 まるごと サポート

先進医療給付特約 (12)

高額になりがちな「先進医療」の 技術料を保障します。

手術 保障

手術給付特約、手術補完給付特約

これまでお支払対象とならなかった 手術もお支払対象となります。

特長 1 先進医療の技術料を、一生涯にわたって**全額保障**^{*1}します。
*1 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

特長 2 病院が遠方であった場合の、交通費・宿泊費などにも
お使いいただける**先進医療一時金**をお受取りいただけます。

先進医療の技術料は全額自己負担です。

先進医療とは、最先端の科学技術を医療に適用した治療法のうち、厚生労働大臣が承認したものをいいます。高い治療効果が期待できる一方で、その技術料は公的医療保険が適用されず全額自己負担となるので、患者にとっては重い負担となることがあります。

お支払例

先進医療 **1** **陽子線治療**
技術料 (平均額)^{*2}: 2,710,000円の場合



先進医療給付金	2,710,000円
先進医療一時金	150,000円
合計	2,860,000円

をお支払いします。

先進医療 **2** **多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術**
技術料 (平均額)^{*2}: 650,000円の場合



先進医療給付金	650,000円
先進医療一時金	150,000円
合計	800,000円

をお支払いします。

*2 「技術料(平均額)」は下記出典にもとづき算出(万円未満は切捨て)しています。(療養の種類や医療機関によっても異なります。)

出典: 平成31年2月13日中央社会保険医療協議会資料「平成30年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」(平成29年7月1日～平成30年6月30日の実績報告)

※上記の例は、2019年10月時点で厚生労働大臣により定められている先進医療です。先進医療は随時見直されますので、最新の内容は厚生労働省のホームページでご確認ください。

さらに

安心して先進医療を受けていただくために
2つのサービスでお客さまをサポートします。

特に高額となる重粒子線治療・陽子線治療について

お支払いの事前査定サービス

先進医療給付金などのお支払いが可能かどうかの査定を先進医療受療前に行い、結果をお客さまにご回答します。

※お支払い可否の最終判断は、先進医療受療後の請求書類にもとづき行いますので、事前査定の回答はお支払い可否を保証するものではありません。

これで治療費の心配をせずに治療に専念できる!

すべての先進医療について

医療機関への直接支払いサービス

アクサ生命から医療機関へ先進医療給付金を直接お支払いします。

※医療機関への直接支払いは、お客さまから医療機関に事前にご説明いただき、医療機関の事前了解が得られていることがお取扱いの条件となります。

治療中に高額な費用を用意するのは大変だから、助かるわ。

※本サービスのご利用にあたっては、必要書類のご提出などアクサ生命所定の要件があります。

※本サービスは、アクサ生命が提供します。サービス内容などについてご不明な点などありましたら、アクサ生命までお問い合わせください。

※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

※先進医療給付金などのお支払いにあたっては、先進医療受療時に有効なご契約であることが条件となります。

特長 1 手術補完給付特約により、
これまでお支払対象とならなかった**手術も保障**します。

特長 2 公的医療保険制度の対象となっている
約1,000種類の手術^{*}を保障します。

*一部保障対象外の手術があります。また、手術給付特約では公的医療保険制度対象外の一部の手術も保障します。



お支払例

入院給付金日額 5,000円コースの場合

手術 **1** **鼓膜切開術**
「急性中耳炎」と診断され、「鼓膜切開術」を受けた場合

手術給付特約

手術補完給付特約

手術補完給付特約から**手術補完給付金**
25,000円(5,000円×5)をお支払いします。
※手術給付特約の支払対象とならない手術でも、公的医療保険制度対象の所定の手術だった場合、手術補完給付特約からお支払いします。

手術 **2** **虫垂切除術**
「急性虫垂炎」と診断され、「虫垂切除術」を受けた場合

手術給付特約

手術補完給付特約

手術給付特約から**手術給付金**
50,000円(5,000円×10)をお支払いします。
※手術給付特約の支払対象となる手術の場合、手術補完給付金はお支払いしません。

ガンの 治療

変化する
ガン治療
にも対応

変化するガン治療のカタチにも 対応します。

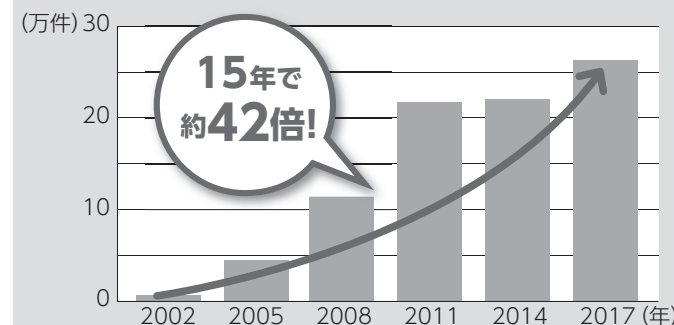
ガン化学療法・緩和療養給付特約

特長

ガンによる**「化学療法(抗がん剤治療)」**の保障はもちろん、ガンによる**疼痛**などの緩和を目的とした**「緩和ケア(緩和療養)」**もしっかり保障します。

「化学療法(抗がん剤治療)」による治療は、厚生労働省が外来化学療法を推進していることもあり、患者の生活の質を維持する治療方法として、通院(外来)による治療が増えています。また近年では、患者の身体的・精神的痛みを取り除きながらガンを治療していく考え方が重視され、早い段階から医療用麻薬などを使用した「緩和ケア(緩和療養)」を取り入れる傾向が強くなっています。

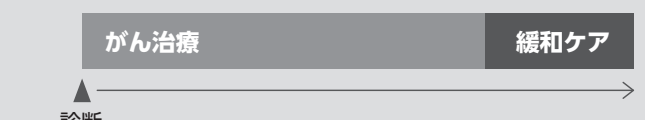
■ 通院(外来)による化学療法の実施件数推移
(診療報酬における外来化学療法加算の算定回数)



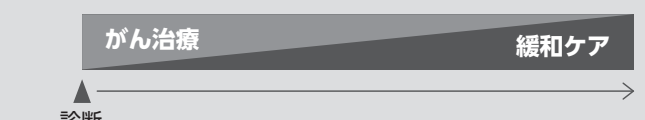
※上記のデータは各年の6月に審査された1ヵ月分の件数です。
出典: 厚生労働省「社会医療診療行為別統計(旧: 社会医療診療行為別調査)(2002年～2017年)」

■ がん治療と緩和ケアの実施イメージ

〈従来の考え方〉**終末期のみ**に緩和ケアを実施



〈現在の考え方〉**治療の初期**の段階から緩和ケアを実施



出典: 厚生労働省「がん対策推進基本計画の概要(平成19年)」にもとづき作成。

ケガ保険
病氣保険
賠償保険
携行品保険
ゴルフ保険
長期収入
サポート
生活習慣病
家族生活費
保障プラン
医療保険
がん保険
自動車保険
火災保険
地震保険
ペット保険

ご契約のお取扱い 重 要

1 ご契約日・保障が始まる日（責任開始期）

- ご契約日：富士ゼロックス株式会社……………2020年4月1日
富士ゼロックス販売会社・関連会社……………2020年5月1日
- 保障が始まる日（責任開始期）：ご契約日と同じ
- このご契約には、集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が適用されますので、上記ご契約日より保険契約上の責任（保障）が開始されます。
※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただきます。

2 お申込み資格および取扱範囲について

- お申込み資格
ご契約者：富士ゼロックス株式会社および富士ゼロックス販売会社・関連会社の役員・社員
被保険者：ご契約者本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族（子ども・父母）で、
ご契約日における満年齢が0歳から70歳までの方
なお、保険契約者が本人であれば、配偶者・子ども・父母だけのご契約もできます。
※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。
- 取扱範囲
「入院給付金日額 5,000 円コース」「入院給付金日額 10,000 円コース」よりお選びください。
※契約年齢 14 歳以下の方は「入院給付金日額 10,000 円コース」のご契約はできません。
※「手術補完給付特約」は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。
※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。

3 告知について

- ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」のいずれかが該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか

イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか

ウ. 申込日現在、妊娠していますか

＜ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ＞

エ. 今までに、ガン・悪性新生物（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます）で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか

または、過去2年以内に上皮内新生物（上皮内ガン）で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか

※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。

※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。

※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされた場合は、給付金などのお支払いの対象なりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

4 保険期間および保険料払込期間

- 主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉・退院後療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は終身です。
- ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は10年です。
※この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は自動的に更新されます。（更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。）
※更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてこの特約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

5 保険料の払込

- 保険料は集団扱月払とし、毎月の給与より控除します。
（第1回は、富士ゼロックス株式会社は2020年4月の給与より、富士ゼロックス販売会社・関連会社は2020年5月の給与より控除します。）

6 退職後のお取扱い

- 退職後も、所定の手続きにより個人扱（口座振替扱）で一生涯保障を継続することができます。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

7 給付金などの受取人

- 被保険者となります。

8 税務のお取扱い（2019年10月現在）

- 給付金など
非課税です。（所得税基本通達9－21）
- 保険料は生命保険料控除の対象となります。（所得税法76、地方税法34・314の2）

9 代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。

①死亡保険金の受取人

②被保険者の戸籍上の配偶者（①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合）

③被保険者の3親等以内の親族（①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合）

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

アクサ生命の
デジタル約款の
ご案内

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。

①アクサ生命のホームページ (www.axa.co.jp/) へアクセスし、「デジタル約款」を選択。

②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。

※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。

+

アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

無料

対象
保険商品

アクサメディカルアシスタンスサービスのご案内

でご利用いただけます。

医療保険 入院保障保険(プライム60)

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。
●「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページでご確認いただくか、アクサ生命の担当者におたずねください。

被保険者さまがご利用いただけます。

●セカンドオピニオンサービス

●糖尿病サポートサービス

被保険者さまとご家族がご利用いただけます。

●オンライン健康相談(Doctors Me)
※ご契約者さまもご利用いただけます。

●24時間電話健康相談サービス
※ご家族は被保険者さまと同居の場合にご利用いただけます。

●介護・リハビリサポートサービス
※「あたまの健康チェック」は被保険者さまと同居のご家族がご利用いただけます。

※各サービスの最新の内容やサービス提供会社名は、アクサ生命ホームページにてご確認ください。カスタマーサービスセンター（TEL：03-6757-0310 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）までお問い合わせください。
※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
※各サービスをご利用の際には諸条件があります。
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

ケガ保険	ケガ保険
病氣保険	病氣保険
賠償保険	賠償保険
ゴルファ―保険	ゴルファ―保険
長期収入	長期収入
社員グループ	社員グループ
家族生活費	家族生活費
生活習慣病	生活習慣病
医療保険	医療保険
医が療ん保険	医が療ん保険
自動車保険	自動車保険
火地震保険	火地震保険
ペット保険	ペット保険

■募集中止商品

2014 年度より「入院保障保険(プライム60)」をご案内することとなったため、下記の商品は募集中止としております。

医療保険[5年更新定期型/終身型] (2010年度まで募集)

入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉(2013年度まで募集)

正式名称 5年更新定期型：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約付医療給付金付個人定期保険
終身型：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約付医療給付金付個人終身保険

正式名称 手術給付特約・先進医療給付特約(09)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

■保障内容 重要 【主契約の入院給付金日額5,000円の場合】

■保障内容 重要 【主契約の入院給付金日額5,000円の場合】

		ご契約時の保険料が5年毎に見直しされます。(更新)で健康状態にかかわらず更新できます。		ご契約時の保険料が保険料払込満了まで変わりません。	
		5年更新定期型 (医療給付金付個人定期保険)		終身型 (医療給付金付個人終身保険)	
基本契約	患者負担の入院費などに 疾病・災害入院給付金	病気により継続して8日以上入院したとき 不慮の事故により180日以内に5日以上入院したとき (1回の入院につき120日/通算700日限度) [入院給付金日額×入院日数]	初日から1日につき 5,000円	初日から1日につき 5,000円	一生 の 保 障
	手術に伴う諸経費に 手術給付金	病気または不慮の事故により所定の手術を受けたとき (手術の種類により対象となる手術88種類) 一部の手術を除き、お支払限度はありません。 [入院給付金日額×50・30・15]	手術の種類に応じて、 1回につき 25・15・7.5万円	手術の種類に応じて、 1回につき 25・15・7.5万円	
	死亡・高度障害 保 険 金	病気等により死亡または所定の高度障害状態のとき [入院給付金日額×100]	50万円	50万円	
	災害・災害高度 障 害 保 険 金	不慮の事故により180日以内に死亡または所定の高度障害状態のとき [入院給付金日額×200]	100万円	100万円	
	高度先進医療 給 付 金 (高度先進医療給付特約)	所定の先進医療*による療養を受けられたとき (通算700日限度) [主契約の入院給付金日額×技術料に対応する所定の給付倍率(305～5倍)]	技術料に応じて 1回につき 152.5～2.5万円	技術料に応じて 1回につき 152.5～2.5万円	
	特定疾患給付金 (特定疾患給付特約)	所定の特定疾患により継続して8日以上入院されたとき (1疾患につき1回限度) [主契約の入院給付金日額×30]	1疾患につき 15万円	1疾患につき 15万円	
任意選択		5年毎の更新で80歳まで保障			
特約Ⅰ	成人病入院給付金 (成人病入院倍額支払特約)	所定の成人病により継続して8日以上入院したとき (1回の入院につき120日/長期継続入院給付金と合算して通算700日限度(基本契約と別枠)) [主契約の入院給付金日額×入院日数]	主契約の入院給付金(基本契約)にプラスして1日につき 初日から 5,000円	主契約の入院給付金(基本契約)にプラスして1日につき 初日から 5,000円	70歳までの保障
	長期入院給付金 (成人病入院倍額支払特約)	所定の成人病により継続して270日以上入院したとき (1回の入院につき1回、成人病入院給付金と合算して通算700日限度) [主契約の入院給付金日額×100]	1回につき 50万円	1回につき 50万円	
任意選択					
特約Ⅱ	短期入院の備えとして 初期入院給付金 (初期入院給付特約)	病気または不慮の事故により2日以上継続入院したとき (通算10回限度) [主契約の入院給付金日額×4]	1回につき 20,000円	1回につき 20,000円	一生 の 保 障

基本プラン	主契約	病気(所定のガン以外)・ケガにより 1日以上入院されたとき 重複してのお支払いはありません	初日から1日につき 5,000円	疾病・災害入院給付金 1回の入院につき60日／ 通算1,095日限度	一生 の 保 障
		所定のガンにより 1日以上入院されたとき	初日から1日につき 5,000円	ガン入院給付金 1回の入院・通算ともに お支払限度はありません。	
	特則	無事故判定期間内に 無事故とみなされたとき	主契約の保険料の 10%割引	無事故割引特則 (最大5回・50%割引)	
	セット特約	病気・ケガにより 所定の手術を受けられたとき 手術給付特約	手術の種類に応じて、1回につき 20・10・5万円	手術給付金 一部の手術を除き お支払限度はありません	
任意選択		所定の先進医療*による 療養を受けられたとき 先進医療給付特約(09)	技術料に応じて1回につき 152.5～2.5万円	先進医療給付金 通算700倍限度	保80歳 ま で の 保 障
		所定の特定疾患を発病したと 医師により診断されたとき 特定疾患給付特約(03)	1疾患につき 15万円	特定疾患給付金 1疾患1回限度	
	特約Ⅰ	所定の生活習慣病により 1日以上入院されたとき 生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉	初日から1日につき 5,000円	生活習慣病入院給付金 1回の入院につき120日／ 通算1,095日限度	
	特約Ⅱ	主契約の入院給付金の支払われる入院をし、 その退院時に生存されているとき 退院後療養給付特約	1回につき 25,000円	退院後療養給付金 通算10回限度	
任意選択	特約Ⅲ	所定のガン、急性心筋梗塞または、 脳卒中と診断され 所定の状態になられたとき 3大疾病診断給付特約(03)	各診断給付金につき 50万円	ガン診断給付金 急性心筋梗塞診断給付金 脳卒中診断給付金 各診断給付金それぞれ1回限度	保80歳 ま で の 保 障

＋ 下記の特約Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをプラスすると保障がさらに充実します。

* 給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

● 既にご契約されている方の継続加入は可能です。(引続き保険料給与天引きによる継続加入のお取扱となります。)
※追加契約、増額はできません。
※解約、減額等をご希望の方は、別途お手続きが必要となります。
※保障内容(概要)につきましては、上記をご参照ください。

※記載の商品内容は商品・制度の概要または一部を記載しております。
ご契約いただいている商品内容の詳細につきましては、お手持ちの「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」を参照のうえ、ご確認ください。

■このパンフレットに記載の内容は2019年10月現在のものです。

[引]受保険会社]	[お問合せ先・取扱募集代理店] 富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター 〒107-0052 東京都港区赤坂9-7-3 TEL 03-5485-7585
	[取扱店] アクサ生命保険株式会社 東京法人営業部 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7440 ※音声ガイダンスに沿って「1」をご選択ください。 From No.002588(7.0) AXA-A1-1911-1723/9F7 2019.11.29

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

*約款に定める高度先進医療を意味します。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

新登場 ライフステージの変化にあわせて柔軟に保障をえらべる〈医療保険〉



契約年齢:0歳～満85歳まで



契約年齢:0歳～満85歳まで

約2秒に1人が「病氣」や「ケガ」で入院しています！

厚生労働省「平成30年 病院報告」よりアフラック作成

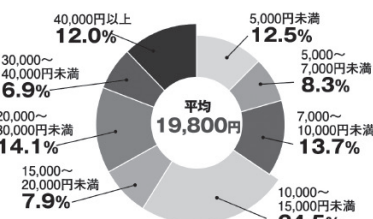
入院時の自己負担費用*

平均22.1万円

*治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。
高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額

*過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人〔高額療養費制度を利用した人＋利用しなかった人（適用外含む）〕
公益財団法人 生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」

入院1日あたりの自己負担費用*



特長

短期の入院も、入院前後の通院も保障！
通院ありプランの場合

+ 特約で保障を強化できます!!

新登場

働けなくなった時の
当面の生活費を
一時金でカバー

就労所得保障
一時金特約

新登場

所定の精神疾患で
働けなくなった時の
当面の生活費を
一時金でカバー

精神疾患保障
一時金特約

※「就労所得保障一時金特約」と同時にお申込みいただく
場合が、ご契約中の主契約に「就労所得保障一時金特約」が
付加されている場合のみ中途付加できます。

新登場

所定の要介護状態に
なったときの
初期費用をカバー

介護一時金特約

新登場

認知症で所定の
要介護状態になった
ときの初期費用をカバー

認知症介護
一時金特約

※特約のみのご契約はできません。

※特約の保険料は下記保険料表には含まれて
いません。別途お問い合わせください。

入院・通院給付金日額5,000円 保険期間:終身			
通院ありプラン	疾病・災害入院 給付金	5日未満の場合 一律5日分	2.5万円
		5日以上の場合 1日につき	5,000円
	手術 給付金	重大手術	20万円
		手術 (重大手術を除く)	5万円
通院ありプラン	放射線治療給付金	入院中の手術 1回につき	5万円
		外来による手術 1回につき	2.5万円
	1回につき		5万円
通院ありプラン	1回につき		5万円
	疾病・災害通院 給付金	入院前も退院後も 1日につき	5,000円

ダックの医療相談サポート

※(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人社が提供するサービスです。アフラックの保険契約による保障内容ではありません。

健康や医療・介護に関する相談、病氣・ケガをしたときの不安や悩みなどを幅広くサポートします。

月払保険料例【団体取扱】 定額タイプ 入院給付金支払限度:60日型〈三大疾病保険料払込免除特約〉なし 保険料払込期間:終身

〈EVER〉通院ありプラン 入院・通院給付金日額5,000円	契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
	男 性	1,490円	1,855円	2,435円	3,705円	5,740円
	女 性	1,625円	1,865円	2,210円	3,280円	4,910円

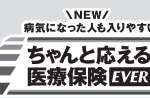
●(レディースEVER)につきましては、お問い合わせください。●健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合があります(保険料が割増となる場合があります)。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

ちゃんと応える医療保険EVERは、
病氣になった人もお申込みいただける医療保険です！

※この商品には給付金などの支払削減期間があります。●健康状態などによっては「ご契約をお引受けできない場合があります。」

持病・既往症のある方をサポートします！

●健康状態に不安があって、医療保険のご加入をあきらめていた方も、「特別保険料率に関する特則」を付加することで、保険料を割増してご契約をお引受けできる場合があります。



現在のがんの治療に対応したアフラック最新の〈がん保険〉

生きるための
がん保険
Days1

契約年齢:0歳～満85歳まで

女性特有のがんにも手厚い
生きるための
がん保険
Days1

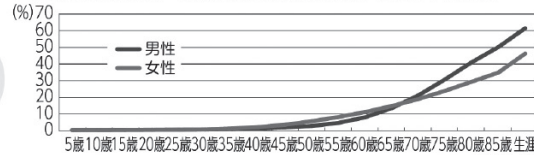
契約年齢:満15歳～満70歳まで

男性、女性ともに、おおよそ2人に1人が
一生のうちにがんと診断される*といわれています。

一生のうちに
がんと診断される人の割合



がんになるリスクは年齢とともに高くなります。
■がんにかかるリスク 年齢階級別 累積罹患リスク 2013年 全部位*



*国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」グラフデータベース罹患データ(全国推計値)
(2013年データに基づく)をもとにアフラック作成

入院給付金日額5,000円 保険期間:終身(「抗がん剤・ホルモン剤治療特約」〈がん先進医療特約〉は10年更新)

ベースプラン	診断給付金	一時金として それぞれ1回限り	がん 25万円	上皮内 新生物 2.5万円
	特定診断 給付金	一時金として 1回限り	がん 25万円	
	入院給付金	1日につき	5,000円	
	通院給付金	1日につき	5,000円	
	手術治療 給付金	1回につき	10万円	
	放射線治療 給付金	1回につき	10万円	
	抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付金	治療を受けた 月ごと	5万円 給付倍率2倍	（乳がん・前立腺がんの ホルモン剤治療のとき 治療を受けた月ごと 給付倍率1倍） 2.5万円
	がん先進医療 給付金	1回につき	先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額	
	がん先進医療 一時金	1回につき	15万円	
	複数回診断 給付金	1回につき	がん 50万円	上皮内 新生物 5万円

がん専門相談サービス プレミアサポート

※(株)法研が提供するサービスです。
アフラックの保険契約による保障内容ではありません。

がん治療に伴う生活情報サービス

※(株)保健同人社が提供するサービスです。
アフラックの保険契約による保障内容ではありません。

月払保険料例【団体取扱】 定額タイプ 解約払戻金なしタイプ〈特定保険料払込免除特約〉なし 保険料払込期間:終身(「抗がん剤・ホルモン剤治療特約」〈がん先進医療特約〉は10年更新)

〈Days1〉ベースプラン 入院給付金日額5,000円	契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
	男 性	1,322円	1,777円	2,577円	3,957円	6,292円
	女 性	1,317円	1,782円	2,522円	3,292円	4,067円

●レディースプランにつきましては、お問い合わせください。

既にアフラックのがん保険に
ご加入されている方にはコチラ！

ご加入中の「がん保険」を活かして、
現在の治療に対応したがん保障へ
バージョンアップできます！



臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●アフラックの「がん保険」〔医療保険〕に付加する先進医療の特約は被保険者お1人につき通算して1特約
労困難状態に該当する必要があります。詳しくは「契約概要」等をご確認ください。●介護一時金特約、認知症介護一時金特約の所定の要介護状態、認知症による所定の要介護
料は、更新時の年齢・保険料率によって決まります。●保険料は1歳毎に違います。記載以外の年齢やプランの保険料については募集代理店までお問い合わせください。

◎詳しくは「契約概要」等をご覧ください。(記載している保障内容・保険料などは2019年10月現在のものです。)

〈引受保険会社〉

アフラック 東京第二法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル Tel.03-3344-1473

自動車保険



随時募集

割引率
32.5%

ご加入対象	退職後継続	申込み
本人および家族	○	随時

「富士フィルムグループ団体扱自動車保険」のメリット

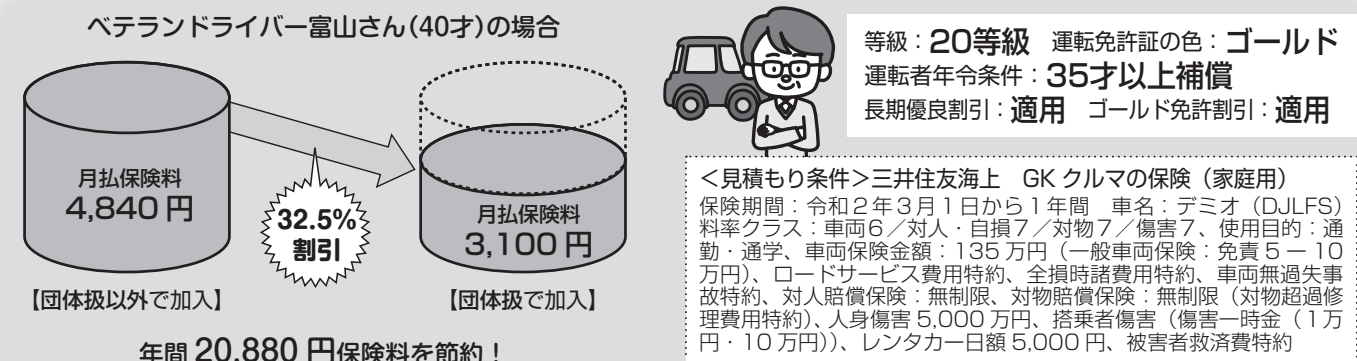
●大口団体割引 32.5%適用！ご退職されても同じ割引率でご契約可能です！

他社からの切替の場合、無事故割引（ノンフリート等級割引）も継続できます！一括払の場合、さらに5%の割引を適用。
大口団体割引は、富士フィルムグループ全体のお引受実績に応じて毎年3月1日に見直されます。
上記団体割引32.5%は保険期間の始期日が2019年3月1日～2020年2月29日および2020年3月1日～2021年2月28日までの契約に適用されます。

●保険料のお支払いは給与天引きなので、面倒なお手続きは不要！

ご退職された場合、保険料のお支払いは口座振替となります。

保険料例



記名被保険者になれる方

ご家族がお持ちのおクルマも割引適用になります！



団体扱自動車保険をご契約いただくには、保険契約者・記名被保険者・ご契約のお車の所有者のいずれかの方が条件となります。

保険契約者：富士フィルムホールディングス株式会社およびグループ会社に勤務され、毎月給与の支払いを受けていて、給与引き去りが可能な従業員、準社員、嘱託、契約社員の方（会社により異なりますので、ご注意ください。）

記名被保険者：保険契約者ご本人、保険契約者の配偶者、「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族、「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族のうちいずれかの方

お車の所有者：保険契約者ご本人、保険契約者の配偶者、「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族、「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族のうちいずれかの方

保険期間の途中で、保険契約者・記名被保険者・お車の所有者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。次のお手続きをお願いすることがあります。

- 未払込保険料を一括してお支払いいただく。
- ご契約の期間が1年超の場合は、次回の始期日応当日（保険開始日から1年ごとの日。）から一般の契約方式に変更いただく。

お見積り方法

方法① インターネットでのお見積り

右のQRコードを読み込み、富士フィルムビジネスエキスパートのHPにアクセスし、「自動車保険料 試算サービス」をご利用ください。

試算後、「加入・お見積りのご相談へ」を押してデータ送信を行ってください。また、録画されたデータは本体から直接保険会社へ送信ができ、保険金のお支払い時に役立ちます！

※三井住友海上 GK クルマの保険の場合：ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約
東京海上日動 トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の場合：事故発生の通知等に関する特約



方法② 見積依頼書でのお見積り

FFBX 保険 SC のHP にアクセス頂き、「団体扱自動車保険 32.5% 割引」のバナーをクリックし、見積依頼書を取り出してご使用ください。ご記入後メールまたはFAXにてFFBXへお送りください。



Pickup!

ドライブレコーダー付保険とは

事故の際に衝撃を検知し、保険会社へ自動通報！保険会社専用ドライブレコーダーでさらなる安心をお届けします。

特約(*)をお付けいただくと、保険会社から専用のドライブレコーダーをお送りします。（ドライブレコーダーは保険会社からの貸与品となります。）

一定の衝撃を検知すると、ドライブレコーダーに搭載した通信機能で保険会社へ自動通報します。

また、録画されたデータは本体から直接保険会社へ送信ができ、保険金のお支払い時に役立ちます！

※三井住友海上 GK クルマの保険の場合：ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約
東京海上日動 トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の場合：事故発生の通知等に関する特約



☆本ページは団体扱自動車保険「GK クルマの保険（家庭用）」の特徴を説明したものです。詳細は各社 HP、商品パンフレットをご覧ください。

<募集文書番号>19-T04650 <作成年月>2019年11月

火災保険・地震保険

随時募集

割引率
10%

ご加入対象	退職後継続	申込み
本人および家族	○	随時

「富士フィルムグループ団体扱火災保険」のメリット

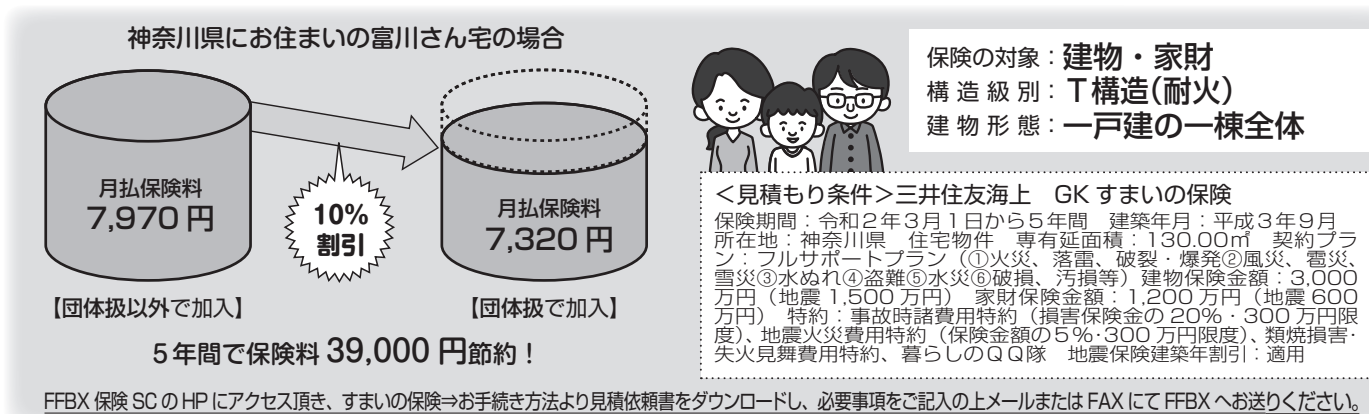
●大口団体割引 10%適用！ご退職されても同じ割引率でご契約可能です！

さらに団体扱一括払の場合、団体扱以外の場合の一時払保険料と比べて5%割安です（ただし、地震保険には適用されません。）
大口団体割引は、富士フィルムグループ全体の火災保険のお引受実績によって毎年10月1日に見直されます。お引受できる保険期間は1年～5年です。

●保険料のお支払いは給与天引きなので、面倒なお手続きは不要！

ご退職された場合、保険料のお支払いは口座振替となります。

保険料例



契約者・記名被保険者になれる方

団体火災保険「GK すまいの保険」をご契約いただけるのは、保険契約者・記名被保険者が、それぞれ以下に該当する場合となります。

保険契約者：富士フィルムホールディングス株式会社およびグループ会社に勤務され、毎月給与の支払いを受けていて、給与引き去りが可能な従業員、準社員、嘱託、契約社員の方（会社により異なりますので、ご注意ください。）

記名被保険者：保険始期日時点において、次のいずれかに該当する方

- ①保険契約者ご本人 ②保険契約者の配偶者 ③保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- ④保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族

ただし、次の場合に限り、「⑤保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族」を記名被保険者とすることができます。

- ・①～④の方が、⑤の方と共有する物件を保険の対象とする場合
- ・①～④の方が使用し、⑤の方が所有する物件を保険の対象とする場合

保険期間の途中で、保険契約者・記名被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。次のお手続きをお願いすることがあります。

- 未払込保険料を一括してお支払いいただく。
- ご契約の期間が2年以上の場合は、次回の始期日応当日（保険開始日から1年ごとの日。）から一般の契約方式に変更いただく。

Pickup!

自然災害への備え

水災への備え

建物・家財は…水災補償（火災保険）

集中豪雨や台風によって、床上浸水し、建物や家財に損害があった場合は、「風災・雹災・雪災」や「水ぬれ」の補償ではお支払いができません。

近年増加している集中豪雨、台風に備えてご自宅の火災保険で水災が補償されるか今一度ご確認ください。

もし、水災が補償対象となっていない場合は、是非この機会にご検討ください。



地震への備え

建物・家財は…地震保険



【地震による損壊】 【地震に起因した火災】 【地震に起因した津波】

これらは火災保険では補償されません！

（地震火災費用保険金はお支払いの対象となる場合があります。）

火災保険と地震保険はセットでご契約いただくことをおすすめします！

近年の風水災等による保険金支払（火災保険・新種保険）		
平成30年台風21号	大阪・京都・兵庫等	9,363 億円
平成30年台風24号	東京・神奈川・静岡等	2,946 億円
平成30年7月豪雨	岡山・広島・愛媛等	1,673 億円
平成27年台風15号	全国	1,561 億円

近年の地震による保険金支払（地震保険）	
平成23年東北地方太平洋沖地震	1 兆 2,833 億円
平成28年熊本地震	3,859 億円
平成30年大阪府北部を震源とする地震	1,072 億円
平成30年北海道胆振東部地震	387 億円

出典：日本損害保険協会HPより「自然災害での支払額」

☆本ページは団体扱火災保険「GK すまいの保険（すまいの火災保険）」の特徴を説明したものです。詳細は各社 HP、商品パンフレットをご覧ください。

ケガ保険
病氣保険
賠償保険
携行品保険
ゴルフ保険
サポートプラン
長期収入
社員グループ
家族生活費
生活習慣病
医療保険
医が療ん保
自動車保険
火災・地震保険
ペット保険



ペット保険団体扱のご案内

一般契約に比べて団体扱契約なら

年払 **3%** 月払 約 **10%*** 割安です!

*保険料の分割割増がかからないため

アニコム損保のペット保険 どうぶつ健保

10年
連続! ペット保険
シェア **N0.1**

シェアは各社の2009～2018年契約件数から算出しています。
(株)富士経済発行「ペット関連市場マーケティング総覧」調査

全年齢OK!

8歳以上の
シニアも
入れる保険
新登場

8歳未満

通院補償までカバーした
「ふぁみりい」を
おすすめします。

アニコムのペット保険は
すべての年齢の
ワンちゃんネコちゃんに
加入いただけるよう
なりました。



＼愛犬・愛猫の写真入り!/
ご契約後に「どうぶつ健康保険証」をお届け!



※「どうぶつ健康保険証」は「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保しにあ」にご契約いただいた方のみ発行します。

窓口精算
OK



既にアニコム損保のペット保険にご契約いただいている方も
現在のご契約の満期時に団体扱に切替えることができます。

アニコム損保のペット保険「どうぶつ健保」は、
大切な家族を **病気にさせない保険** を目指しています!

ペット保険ってどうして必要なの?

早期発見・早期治療につながります!

人間にとっての1年は寿命の短いどうぶつでは、4
年にも匹敵するといわれています。病院へ行くのが
1日遅れると、どうぶつの症状はかなり悪化してしま
うものです。ペット保険を利用すれば、費用の高い
高度医療を選択しやすくなり、治療法の選択肢も広
がります。

ペット保険に
契約していない
場合

体調不良

✕ 病状進行
金銭的不安や
情報不足が
通院を遅らせる

悪化

ペット保険に
契約している
場合

体調不良

○ 早期治療
ペット保険が
経済的負担を
緩和

早期回復

どんなプランがあるの?

年齢・ニーズに応じたプランをご用意しています!

朗報

8歳～何歳でも加入できる新プラン*登場!

アニコム損保のペット保険
どうぶつ健保
しにあ

年齢で加入をあきらめていたワン
ちゃん・ネコちゃんでも契約可!いざと
いう時のための入院・手術を補償!

*原則、健康体であることが条件です。

7歳11ヶ月までのワンちゃん・ネコちゃんはこちら

アニコム損保のペット保険
どうぶつ健保
ふぁみりい

日々の通院から入院・
手術まであんしんの
ガッチリ充実補償!

アニコム損保のペット保険
どうぶつ健保
ぶち

いざという時のた
めの入院・手術の
み補償!

すべてのプランが、原則 ご継続は終身OK!

どんなサービスがあるの?

予防

無料 年1回

腸内フローラ測定ができる!
保険業界初※の「病気の
予防に役立つサービス」
があります。

※2018年7月時点。アニコム損保調べ。



迷子

無料 ※3日間の搜索料金と
出張料が無料です。

ペット探偵による
迷子搜索サービスが
あるから、もしものときも
安心です!



相談

無料

獣医師さんや
専門家の存在が身近に!
LINEやお電話・Webで
相談できます。

どうぶつホットライン

日々のちょっとしたお悩みごとはLINEで気軽に相
談してください。獣医師やどうぶつの専門家が親
身に相談にのります。

しつけ・健康相談サービス

「ゆつくりと相談したい!」その場合には、カウンセ
ラー(獣医師・トレーナー)がお電話で相談をお受
けします。

◎引受保険会社一覧

(2020年1月1日現在。引受保険会社は会社の指定により変わることがあります。)

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社はそれぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、各保険会社の引受割合については、後日確定します。富士ゼロックス株式会社へお問い合わせください。

【損害保険】

- ケガ保険 ●病気保険 ●賠償保険 ●携行品保険 ●ゴルファー保険
- 長期収入サポートプラン ●自動車保険 ●火災保険

(病気保険、火災保険は、三井住友海上火災保険会社100%の引受となります。)

幹事会社 **三井住友海上火災保険株式会社**

総合営業第四部 第四課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03-3259-3155

東京海上日動火災 損保ジャパン日本興亜 セコム損保 あいおいニッセイ同和

(2020年4月21日以降、変更の可能性あります。)

- 自動車保険

東京海上日動火災保険株式会社

化学産業営業部 営業第二室

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

TEL 03-3285-0216

- ペット保険

アニコム損害保険株式会社

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階

TEL 03-6369-8541



【生命保険】

- 医療保険 ●がん保険

〔引受保険会社〕 **アフラック生命保険株式会社**

東京第二法人営業部

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

TEL 03-3344-1473

AF006-2019-0005 11月8日(201108)

- 医療保険 (入院保障保険(プライム60))

〔引受保険会社・取扱店〕 **アクサ生命保険株式会社** 東京法人営業部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7440

- 社員グループ保険

〔引受保険会社〕 **日本生命保険相互会社** (事務幹事) 法人サービスセンター

TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号(930-2357)をお知らせください。

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)

- 家族生活(費)保障保険 ●三大疾病保障保険 ●健康づくりサポート

【保険契約の契約代表者】富士フィルムホールディングス株式会社

- 家族生活(費)保障保険

〔引受会社〕 **明治安田生命保険相互会社** (事務幹事)

日本生命 第一生命 住友生命 富国生命 大同生命 大樹生命

ジブラルタ生命 東京海上日動あんしん生命 SOMPOひまわり生命

メットライフ生命 三井住友海上あいおい生命

- 三大疾病保障保険・健康づくりサポート

明治安田生命保険相互会社 明治安田ライフプランセンター株式会社

お問い合わせ先 明治安田生命 総合法人第二部 法人営業第三部

TEL 03-3560-5736

- 医療保険 (生活習慣病保障プラン)

〔引受保険会社〕 **大樹生命保険株式会社** 法人営業第二部

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL 03-6831-8825

※2019年4月1日より、三井生命保険株式会社は大樹生命保険株式会社に社名を変更しました。

保 険 種 類		万一の事故時のご連絡先	
団体損害保険(三井住友海上火災)	ケガ保険	三井住友海上火災 事故受付センター 0120-258-189 (24 時間 365 日受付サービス)	
	病気保険		
	賠償保険		
	携行品保険		
	ゴルフアー保険		
	長期収入サポートプラン		
社員グループ保険 (日本生命)		富士フィルムビジネスエキスパート保険サービスセンター 0120-553-053 内線8-216-323 (土日・祝日を除く平日 10：00 ～ 16：00)	
家族生活(費)保障保険 三大疾病保障保険・ 健康づくりサポート (明治安田生命)			
生活習慣病保障プラン (大樹生命)			
入院保障保険 (プライム 60) (アクサ生命)			
医 療 保 険 が ん 保 険 (アフラック)		アフラック給付金・保険金ご請求 0120-555-877 (土日・祝日を除く平日 9：00 ～ 17：00)	
自動車保険 (三井住友海上) (東京海上日動)		三井住友海上火災 事故受付センター 0120-258-365 (24 時間 365 日受付サービス) 東京海上日動火災 事故受付センター 0120-119-110 (24 時間 365 日受付サービス)	
火災保険／地震保険 (三井住友海上)		三井住友海上火災 事故受付センター 0120-258-189 (24 時間 365 日受付サービス)	
ペット保険 (アニコム)		お問い合わせ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ 0800-888-8256 (受付時間：平日 9：30 ～ 17：30 土日・祝日 9：30 ～ 15：30)	

お問い合わせ先・代理店・扱者

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター ライフサポートグループ

〒107-0052 東京都港区赤坂9-7-3

(受付時間 土日・祝日を除く 平日 10:00~16:00)

Eメール **bxhoken@fujifilm.com**

TEL **03-5485-7585** FAX **03-5485-7586**

内線 **8-216-323** フリーダイヤル **0120-553-053**

※音声ガイダンスから6(団体保険募集)をお選びください。(ガイダンスの途中でもお進みいただけます。)

ホームページ <http://www.ffbx.co.jp/index.html>